

○大日本帝國憲法俗解 (二名憲法親父問)

ひりしく有つたどサ、爺と媪のあつたとサ、お爺お山へ草刈よ、お媪の川へ洗濯お、といふ話の世に行とれし頃おの子供の皆何事も親達お物の道理を聞き、子「母アちゃん坊の母アちゃん何處うら出たのだ」母「坊アエ、坊の母アちゃんのお隣うら出たの」子「お父さん長崎と天デヨクと何方の遠いね」父「餘程ヨク六尺の古櫛の下る天デヨクと鬼の汗をかいて強飯を待てる長崎と一所おあつて溜るものさ(蓋し長崎と違しとするの意)万事かやうな体であつたゆゑ其頃の童子問といふ書物が多くて大學童子問、庭訓往來童子問など、云ふも見えたり(今も古本屋またまよく有ります)然るゝ明治このゝた小學校の開けた有難さおの機親童子も板面小僧もみな學校お入りて、いと、いぬ、いり、あら習ひ覺え、亞細亞人種、歐羅巴人種の講釋も立派お出来るやうな成りたれ、天保生れのお爺さんの百餘同僚お世の中の通用お悪くなつて(中よりの立派なお人も多い)今、明治新出來の一錢生徒(形の小さい)の穴の無い、中の利く世

界となりたり、されば今度の憲法俗解發布おついても親父の大砲の打試しと心得お母の小紋の法破と間違へるツレを學校行の息子さんが説き諭すといふ様な意で憲法親父問(但しお母、此中お籠る又た親子問答とするも可なり)と題を置き、だら／＼の急案、おッ取りの筆任せ、唯早解りの專一としぬいふ

第一回

父「太郎吉や昨日己の番町の旦那の所へ往たら今度出た憲法どりの話をして聞せられたる憲法といふだけ滅法お強勢六りしくつてカラ己達お分らね此間のやまと新聞お絹布の法破だどり云つたどて笑つて有つたが己達も悔しいが矢張り其法破組だ貴學校の先生から其の理由を聞て來たどり母親が話したる極解り好いやうな話して聞せる」母「本統よさうだよテンボの皮といふこの山姥の烟草屋の源七がいふおケンボの發布といふの、聞た事お無いドンナ事お前云つてお聞せよ子「ハイ、お話を任せせうとも假も貴親がたの憲法の講釋を聞たいと敬仰るの、實お嬉しいンテ此の憲法の簡條の凡を日本人としての天子様から大臣方

官員さ地主さまでも大屋さんでも我々でも男でも女でも爺さん婆さん子供でも知って居てッして其を守らなければ成らぬもの、實をいふと三度給へる、命を繋ぐお飯よりもモット大切な物ですのら私し此の學校の先生お開た通りを委しくお話しませう、扱て其憲法の簡條をいふ前其の憲法發布の勅語といふのうら云ひませう、父「好いナ、ゲッコの鯉魚で一猪口なぞハ……」子「勿体ない勅語といふのハ天子様の被仰るお語です、母「交せずお開よ、太郎坊サア早く、子「宜し

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗お承くるの大權は依り現在及將來の臣民お對し此の不磨の大典を宣布す
惟ふも我の祖我の宗の我の臣民祖先の協力補翼を倚り我の帝國を肇造し以て無窮な垂れたり此れ我の神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武を以て國を愛し、公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我の臣民の即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕の意を奉體し朕の事を獎勵し

相與に和衷協同し益我の帝國の光榮を中外お宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つお堪ふることを疑はざるなり
子「解りました、父「些とも解らない、母「大變な六うしいね、子「左様でせう、ソナラ此のら講義お取掛ります能く耳を留て聞て下さい、扱て此の「憲法」といふ字の譯り早くいふと「國を治める爲お立てた規則」といふのです「發布」といふのハ「觸れ出す」といふこと「勅語」といふのハ「前お云ふ通り「天子様のお語」ですッレゆゑ「憲法發布の勅語」といふのハ「國を治める爲お立てた規則をお上らお觸れ出しなるお付て天子様お仰しやつたお語」といふ譯りあります、父母「成る程さう聞くと好く解る子、有難いコレも學校のお蔭だ、子「此ら其の勅語の講義です、一々お字の講義をしてハ長くなり升ら其譯合だけをザツとませう、父母「ッレの好い子、子「扱て天子様の仰しやるあり、朕の今此の日本國の繁昌とるのと、日本は住む人々の仕合の好くなるのとこの二つを以て心の喜びとし、又朕が先祖の天照皇太神宮様、神武天皇様（祖の天照太神として宗の神武天皇なり）うら承け傳へて來た日本國を支配す

古今百家傳

西野文太郎

山口縣周防國吉敷郡山口町田町(七番地)住同郷士族翁一が長男西野文太郎の慶應元年の生おして幼稚ときより奇才あり且強膽おして沈勇あり文太郎七才の春即ち明治四年中山口の客屋お開きし薩藩士岡村圭三氏の學塾に入り始めて漢籍を學び尋で同六年の春字大坂大路の大路小學に入り全科卒業し同十一年より十四年まで山口龜山の海城學舎へ入學し同十五年お到り官吏となり山口縣取稅課へ出仕する事となり其翌年準判任の用掛を命せられ居たるの十九年中辭職して同年の九月



東京へ來り直ちお選信省へ出仕し後内務省土木局へ
轉じ其翌年十二月土木は用ひて阿波の徳島へ出張し
たる出張中自分の文書類の悉くを焼棄せしめざる
しと云ふ其後東京へ歸り或時郷里山口へ歸省し父母
見えたる事ありしと云へり後お思へば其面會の親子一
世の別れおして文太郎の胸中おいて告別の心あり
しなるべし元來西野文太郎は五尺五寸の小男子の上
お瘦て蒲柳しき人物なれども眼力の鋭くして且つ前
おも記す如く生質豪毅にして口數を云りず又た猥褻な
る事を云はせ偶た主人あり猥褻なる話談をすれバフイ
と起て避けて聞かず又た是まで一回も女子の肌を觸た
る事なしと云ふ説あり斯て狂死する前にお到つて或妓樓へ
登りたる事あるが夫も始めの終つてありしと云ふ又た
文太郎は東京にて奉職中公務の餘暇は細逸學を研究
してゐたり其學は方官廳より歸りけり家の家より
て學び夕飯後獨り出て運動し夜お入り同宿の者の寐
靜まるを俟ち十二時過より起出て勉強するを常の課程
と爲たりしと其前郷里の諸學校もゐたるとき始終同
級生の上席を占むたりとも云ふ又た殊のやうに神家の
風あり又た忠君の二字の其口お絶ざりしと折節他行し

て宮城の下を過る時(此出像お願とす如く)陰傍お膝
を突き兩手を突て敬拜すること頗る高山彦九郎の威
風ありしと然るお明治二十二年二月十一日午前九時
を段て思ふ處あり和服お羽織袴を着し歌うたる魚切
の庖丁を匿し携さへ府下廻町區永田町の文部大臣子爵
森有禮氏の官邸へ到り大臣の秘書官中川氏お就て大臣
へ面會せん事を申し入るたる處へ當日憲法授與式お
列せんとして大臣の今大禮服を着して立出んとする姿
を見て文太郎はツカカと進み寄り足下の大官なるや
と問ふ森氏然りと答ふるが否や文太郎は左の手お大臣
の腰を擁之右は庖丁を把て脇腹を刺し(森氏の數時間
を経て是の爲お死せらる)其身も亦た座田某お斬られ
て死せりと友人兼重佐世高津の三名官お請て其死屍を
引とり之を谷中天王寺へ葬れり文太郎は生前神田今川
小路へ寓居し兼重以下の諸子と同宿し家を背水庵と稱
す文太郎は大臣を刺たる所以の諸説紛々たりと雖も
敬神忠君の熱心お出たるなりと云ふ説の當時多敷を占
たりとぞ且云ふ父の義一は從來山口お在りて先主君の
靈廟野田神社を守り居る人なる由なり文太郎辭世の歌
肌たお傷けましと思ふ身もいかて惜まん國の爲よ

東京橋區尾張町二丁目一番地發行所やま新聞社發行人兼印刷人奥野二編輯人中泉政太郎

明治二十二年三月一日やま新聞第七百二十二號附録

る權勢を以て、今生て居る日本人、又此の先き生
れる日本人の子孫の者共お對して決して朽もせず變
りもせず萬劫未代傳はるべき憲法といふ規則を觸れ出
す。と斯う最初お仰しやるのです。天照皇、太神宮様
といふ家もある御後だナ。子「左様でも太神宮様の御宮の
伊勢もあつて御後だの箱の伊勢の御宮から出るのです
母「ア箱の中でガラくするの何ぞへ。子「アレは伊
玉申といつて太神宮様の御宮お捧げた木です。父「違へ
無エく已も此でも若へ時分伊勢參宮したもので、其
時古市の姫妓お惚られて。母「人を馬鹿おしてへるよ
飛ぶ所お惚氣を言て。子「東西くマア靜りまして下
さい。父「オツと閉口。子「勸語考へて見ると我の伊先
祖(天照大神と神武天皇)の其方どもの先祖達お忠義と
武勇の心を以てお仕へたるよよつて天皇の御位お登
り此の日本の國を支配なされて今日おまで傳へ來つ
たのぢや、夫ぢや依て朕の今其方共の我の伊先祖を
お翼けした右の忠義なる先祖の子孫といふことを想
ふと誠お頼もしく存せる、シヤウら朕の意持をよく身
お引受け一所お仰好くして此の憲法を守り益し此の日
本の國を繁昌おし威勢の好い處を外の國も見せる

様おし度い。と先づザツと斯ういふお趣意なのです。父
「有難てヘナ天子様お已達の先祖を譽て下すつてツシ
テ已達までも頼もしく思ふの中を好くしやうのと仰し
やるといふ勿体ねエ、ア、有難涙お續れるやうぞ。母「本
統は有難いのねエ、此だより十一日のお祭の出錢をぐ
づく言をせお出しと妾お勧めたンぞよ。父「籠絡め
エ、だくら大枚二十錢の割前を差配お遣つたんだア
子「此ららの憲法の御前文の勸語です
朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕の親愛
する所の臣民の即ち朕の祖宗の惠撫慈養したまひし
所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳良能
を發達せしめんことを願ひ又其の翼賛を依り與ふ俱
お國家の進運を扶持せんことを望み乃ち明治十四年
十月十二日の詔命を履踐し茲は又大憲を制定し朕の率
由する所を示し朕の後嗣及臣民及臣民の子孫たる
者をして永遠に循行する所を知らしむ
國家統治の大權は朕の之を祖宗お承けて之を子孫お
傳ふる所なり朕及朕の子孫の將來此の憲法の條章を
循ひ之を行ふことを怠らざるべし朕の我の臣民の權

理及財產の安全を重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内は於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會の明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすべし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕の繼承の子孫の發議の權を執り之を議會に付し議會の此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕の子孫及臣民の敢て之の變更を試みることを得ざるべし
朕が在廷の大臣の朕が爲す此の憲法を施行するの責を任せて朕が現在及將來の臣民に此の憲法を對し永遠に從順の義務を負ふべし

御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯耆 黒田清隆
 樞密院議長 伯耆 伊藤博文
 外務大臣 伯耆 大隈重信
 海軍大臣 伯耆 西郷從道

古今百家傳

○古今百家傳
 景山英子の備前岡山の舊藩士景山某の長女あして慶應元年十月中山山あして出生す英子の性質豪毅にして且慷慨の志氣あさり幼少にして學事あ耽り學處る凡庸の兒と均しうらず漸く成長するに隨ひ其言とことろと行なふ處ると頗る女丈夫の風采あり年甫めて九才のとき(明治六年中)縣立幼稚園小學に入り教師道中、石坂等の人あ就て教育を受たるの數百名の生徒の中よて英子の才角を露とし學業の進歩著しく又た父母も學者あして殊更母の禮式も長じたる人なるゆゑ英



父母「サア講釋を早く開せナ子今いつた多前文とい前置といふ事です、扱て其前文の趣意も前の勅語と同様で其の概略をザツとやせば。朕の先祖(天照太神と神武天皇)の遺して置いて下された勢力と、萬年の後までも血統で傳へて行く天皇の御位を踐んで、又た朕が可愛がる其方共の矢張り朕の先祖様の御可愛がり成された臣民どもであるといふ事を念つて、ソレで其方達の仕合せの好くなるやうあ、又た其方達の人柄の好くなるやうあ願ひ、又た其方共の力を依んで朕と一所此の日本國の繁昌を進めんと望んで、乃で明治十四年十月十二日仰せ出された國會を開くといふ詔命あよつて今度憲法を制し朕の料見を其方共あ知らせ、朕の後嗣の天皇、并其方共又た其方共の子孫等あ永く國を守る仕方を知らせるのである

農商務大臣 伯耆 井上馨
 司法大臣 伯耆 山田顯義
 大藏大臣兼内務大臣 伯耆 松方正義
 陸軍大臣 伯耆 大山巖
 文部大臣 伯耆 森有禮
 逓信大臣 伯耆 復本武揚

子も起居の禮儀を教へ心を盡して慕陶したりと此故も
 英子の學窓人となれども絶て高慢の氣色なく言行ど
 もも高尚にして且謙慎を失なと老心も古今内外の女傑
 を慕ひ折々日本婦女女子が爲る卑屈陋習を洗とんと思ひ
 其演説を爲し其論文を作り女子の志氣を奮としめんと
 盡力すると深切なりし年十六のとき佛國の女家傑シ
 ヲアン、ダアークの女子の身おして生命を犠牲とし國
 を危殆の中お救ひて最大の功を立たるを知り我不肖な
 りと雖も亦東洋のシヨアン、ダアークとなり阿諛諂
 佞の卑庸奴隸の痴たる迷夢を抛擲つて大ひ人権を
 擴張せしめ以て國威を振興し興して海外諸列國の雄
 位を置んとの大志を萌し晝夜政談を口を閉せ岸田俊子
 以下同志の女子五十餘名と團結して女子親睦會なる物
 を起し益々政談に従事したるの後演説を停止され忽地
 舌頭の自由を失ひ心快くとして樂ま年十七の時思ふ
 處あり親を遺書を呈して郷里を脱し一個東京へ出來り
 自由黨員坂崎斌氏の學事上の知己なるに因て其家へ寓
 し他の女子と共に英學を研究し傍時論を日を送るたる
 中豫て結縁ある小林樟雄氏と面會し氏及坂崎氏の勸告
 小因て築地の新築女學校に入女學を修ることとなり愛

小暫く月日を送ると其間親の云ふ及老婦人の助力も仰
 とて同志の女子數名と計り木挽町の家を求めて合宿して
 一戸を張髪結を爲りあり雪洗灌漑仕事迄手も應ずる事
 を爲て朝夕の炊烟を沖つゝ専ら學事も汲たりし
 是より前樟雄氏の紹介も因て英子の自由黨諸氏と結
 び交際して國事を談じ熱心彌々隆んたりし後又覺る
 處あり徒々萬卷の書を讀んより一臂の實力を竭さん
 ものどと明治十五年朝鮮の事あり尋で十七年の警報わ
 るる際大井(憲太郎)小林(樟雄)兩氏を始め他の人
 と相談つて彼渡韓の事あらんと爲の時機も乘じ資金調
 達の勞を取其大事小與らんとして種々奔走計畫したる
 處より遂に明治十八年十一月廿三日大坂に在り大井小
 林等の諸氏と同時に英子も長崎に於て其筋へ拘引され
 乃て大坂の獄へ移され數十回の裁判も因て身の罪を定
 められ爾來久しく獄裡に在り鐵の窓の下に雨を拭き
 雪を掃ふて愛國の慨嘆胸お溢れ吹息の披瀝も包れ戀々
 として在たるに明治二十二年二月十一日の吉辰も當り
 我生命を忘るゝ迄も待たれたる憲法を發布せられたる
 のみならず其大典も因て大赦を蒙り諸壯士と諸共許
 多の名士も迎へ取れて無事に出獄したりと云ふ

發行所東京京橋區尾張町二丁目一番地やまど新聞社、發行人兼印刷人與岡欣二編輯人中泉政太郎

明治二十二年三月五日やまど新聞第七百二十五號附錄

と斯う仰しやつたのです 父「成る程、ソコで今云つた
 万の年の後までも血統で傳るといふの何ういふ
 譯だの「子」是れが事實も我の日本の國の世界もある外
 くの國と違つて有難い所で、先づ外の國で、万年
 どころ千年と一つ血統で傳つた天子の位といふの有
 りません支那などアンナ大きな國です天子の位の
 長いので八百年短いの、漸く四五十年で天子の家が
 變つて又た外の家の人が來て天子の位を登ります現
 今の辨髪も結てる支那人の天子の位先祖のものと満州と
 いふ支那の東北の方居た夷狄の王、母「アの綱を
 釣てる夷の王様もエ、ソコなら漁師の親分見たやうな
 ものりねエ、子「エ、綱を釣てるのハア、夷三郎で
 本統の天照皇、太神宮様の弟で蛭子尊と仰しやつた方
 です、今云つた夷狄といふのは蝦夷人見るやうな開け
 ない野蠻な人間をいふのです、處で其の夷狄の王で
 あつたが軍が強うつたので前代の明といふ天子の家を
 滅ぼして支那の天子となり四百餘州といふ大きな領地
 の人民の頭を皆わのチャンくふしたのです、ソして
 今の天子の湯家と清といひます、此の丁度今から三百
 年心より前の事でも西洋も皆大方の支那同様の短かい

血統の天子であり升が、處の日本心より實も有難い
 珍らしい國で今から二千五百四十餘年の昔神武天皇
 様の日向の國から軍兵を隨へて大和の國へ上り逆
 賊を平らげて天子の位を即さざれつらう以來今
 の天子様まで百二十二代もなるが、代々の天子様の皆
 一つの血統で、ソコも他人の變つた血統の交らない
 ソレゆゑ此より先き万々年も億万年も矢張り今までと
 同様決して血統の變る氣支ひのありません、シテ又
 た私共も遠くのノ、メツと遠くの一最初の先祖を
 尋ねると皆神武天皇様の御供をして逆賊を平らげた官
 軍で皆いづれも代々の天子様も忠義を盡した人、で
 す、カラ私共も先祖の血統を繼續した体です、矢
 張り先祖同様今の天子様も忠義を盡して徴兵も出
 せ、税も出して今の天子様を尊び政府の仰せも隨つて日
 本國を守らなければ成りません左も無いと第一天子様
 不忠となり又た先祖も對しても不孝となります、父
 「ヤレ、能く事分るぞ、シテ見ると徴兵も出るの
 を否つたり税を出さるのをグツグツいふの、不忠と不
 孝、ナア、子「左様です、父「カラ私共、丁年が來れ
 ば喜んで兵隊となり日本の國を守る覺悟です、父「オ

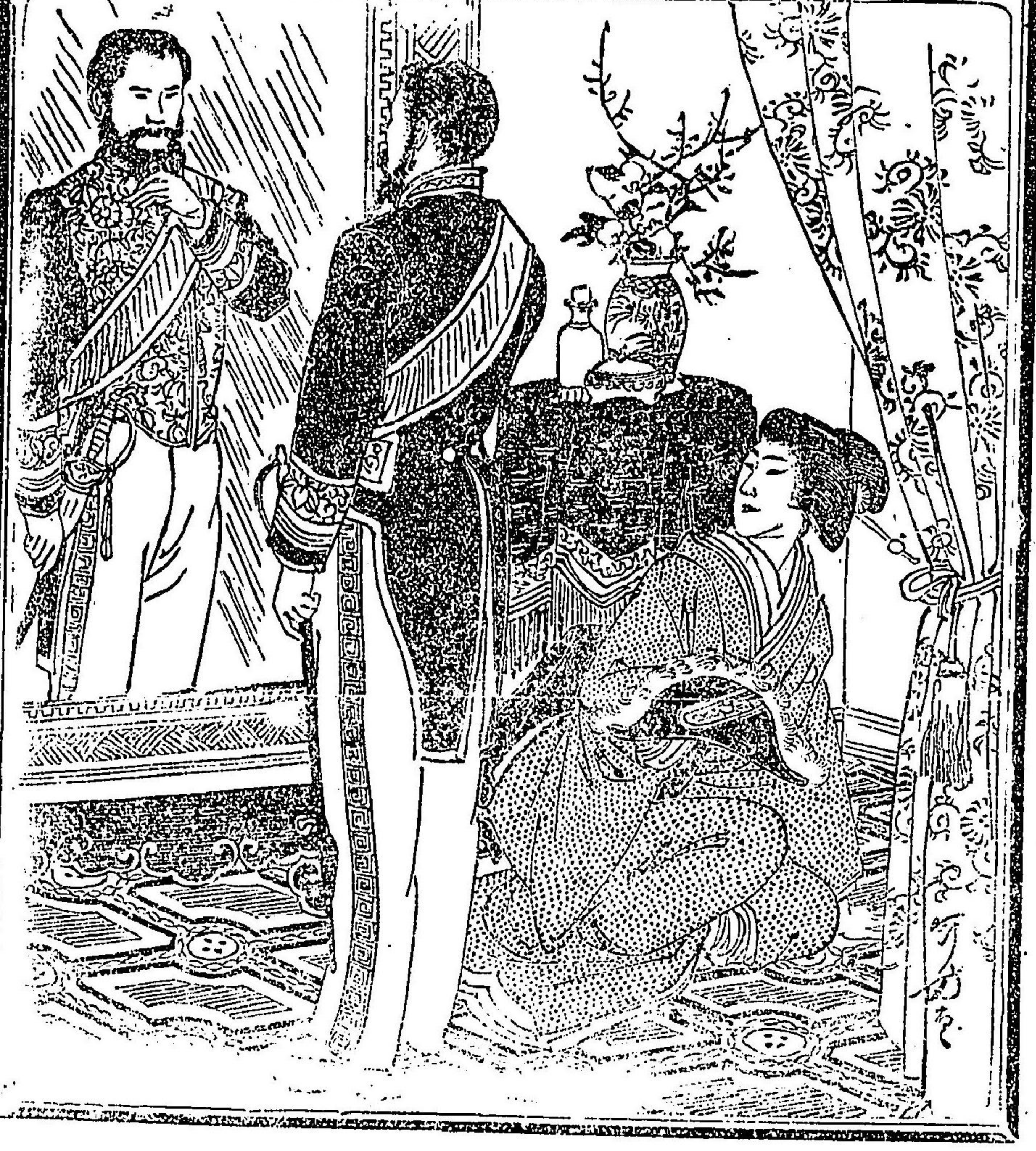
チ尤もく、女房とるこへ息子、の伶俐おなつたのヤイ
第三回

子一扱て其次(勅語)此の日本國を統治する大權ハ朕
の先祖様より承け傳へて又たこれを子や孫に譲るも
のである、朕も又た朕の子孫も將來まで此の憲法を書
てある條章を循つて屹と其通りを行なふと致さ
らざらんや、と仰しやるのです」又た其次ハ。朕ハ其方達の權利并
びハ財産を安全とさせ此の憲法并びハ法律を書てある
其の範圍の内をよく守つて遣はさる。との事です、ッ
レハ就て又た少し少話しあり升、一体昔ハ我ども
が政府に向つてハ權利といふものも財産の安全といふ
ものも無かつたもので、俗言も「泣く子と地頭ハ勝
たれない」といつた位で、現ハわの佐倉物吾の芝居を
見ても知れ升の百姓から領主へ納める年貢の高といふ
ものや租税のかゝる品物の極つて居るのハ其の領主が
無慈悲道の慾張り又ハ放蕩の亂暴者であれば自分の勝
手騎奢の爲ハ金錢の入り用だとして極つた年貢租税の外ハ
不時の収斂をする、底でソレの度くよなると百姓が苦
しがつて、ドウぞ好加減ハ取立て置いて下さい私共
僞領主の仰せですら出せるものなら出し升のコウ

度ハ際限も無く無暗ハはどり立なすつてハ私共ハ食
ふとも飲むとも田畑を耕作するとも出来なくなり升と云
つて歎願する、一体ならばナンボ領主だらりと云つて
極り物の年貢を取て置いて又其上ハもといふンだから
断然断りやし升隣家へお出でなさいと僞免の勅化同
やうな取扱つて好んだが右ハいふ泣く子と地頭がうら
仕方の無い錢金を唯取られる方うら免なすつて下さ
いとつて歎願する、然るハ其頃の定めハ人民ハ自由の
權利も財産を安全とする權力もなくナンでも上の仰せ
といハハいなる無理でもソレハ随となく成らぬと
いふ法則だらう領主のイヤそれでもよこせ假令ハ家藏
田畑を賣り女房や娘を女郎藝妓ハ賣つても此方のやし
付た用金を拵らへねハ成らぬぞ若し違て否といふなら
牢ハ入れるぞ、居村を逐拂ふぞ、首を斬るぞ、といつ
て無理取を爲やうとする、ソレで泣く泣く又出せ、又
た取れる、トウく仕舞ハ右の家藏田地女房娘までも
賣拂つて皆な失なつた跡で、ドウしてもモウ出せませ
んといふと今度の本統ハ牢ハ入れられる、堪らないと
云つて幕府の政府に救つて下さいと訴へると其本人ハ
捉まつて領主へ引渡される、領主ハ已の悪い事を幕府

古今百家傳

故文部大臣森有禮君
兒島藩士森有想翁の四男
して弘化四年八月鹿兒島城
ヶ谷の宅に生る通稱を金之
頭と云ふ幼より機敏潤達
して夙く奇童の名を得られ
漸く成長するに及んで深く
學事を好み議論つねハ人の
意表不出ること多く例せば
或時朋友と會して談赤穂義
士の事及びたるが衆皆四
十七士を以て義士とするを
君獨り異説を唱へて彼ハ日
本に住しなから日本の國法
を破り自己の志望を行なふ
者にて是朝憲を紊る輩徒な
るゆゑ朝廷の罪人なり何ぞ
以て義士と稱するよ足ん



論じたるも朋友何れも驚ろき怒つて辨難すること甚く
だしく果ては刀を執り罵詈するも到りたれども君の其説
を執て變せず又た後ら廢刀論を主張したる時も天下の
武士も疾まれて暗殺せられんと爲たること度々なりし
君遂に其説を貫ぬくも到りたり此二事を以ても君の
異説の衆の意思外に出たるを知るべきなり斯て慶應元
年中藩王島津公の人才を擧いで英國に留學せしめたる
とき君の今の吉田清成、故吉原、御田の三氏と共に其機
抜ありて英國へ赴むたり時又君年十六歳あり君
英の倫敦に留まり勉學すること二年にして歸朝す其頃
維新の大變革もて攘夷論の旺んなる不際したれども君
少しも憚りる事なく切り小文明の説を稱へて動りて又
た諸藩より議員を招き國事を議せしむる爲め設けた
る衆議院に於て前小云ふ廢刀論を主張し一時殊のほろ
非難を受けし後その實行を見るも到りり而して廢藩
置縣の前より君の早く文部省に在つて全權を握り其後
ち支那駐在公使及び英國駐在公使に任ぜらる
其英國に在るや深く同國の學士と交際を結び教育の事
を取調へ居られたるが任滿ちて歸朝の後、文部大臣に
任ぜられたり君の父有怨翁の性として將基を好まれ毎

お君を對手おして優劣を争ひ居り夫れを無上の樂し
みとして居らる翁の盤を出して金之座一ト勝負試るじ
べしとの號令の出づるや君の公私の用何程も多忙なる
時といへども露をりり之れを忌み悠然として駒を取
り敢て翁の樂しみ戻らざりしと然れども公川極めて
多端なる時の有繁お君も心ならず絶えて色もこそ出さ
ざれ其の對手の席に在つて將をモテつりせらるゝ事
もあり常下豫て出入する將基の名手かの故太田震齋の
參る時お君これ席を譲り翁の對手を托して出らる故
に震齋の面を見れば君悦こんで微笑するも到りしと云
ふ嗚呼明治二十二年二月十一日獨り君の爲め小凶日
なりしり同日午前憲法授與式も列せられんと爲て參朝
せられんと爲る時當り永田町の官舎に於て山口縣人
西野文太郎の白刃に罹り翌十二日の午後十一時半に到
つて薨せらる朝廷大ひお之れを惜まれ正二位を贈與せ
られ且つ吊祭料若干を賜へる君の遺骸は府下青山の墓
地へ葬むる遭難の原因の諸説百出一決せず宜しく百年
の後ちも到つて其議論をだまる可けれど兎も角君の爰
も到つて其の終りを善くせざりしり當時人々が惜みて
措のざる處るなりしと云ふ

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地やまど新聞社 發行人兼印刷人與隅欣二編輯人中泉政太郎

明治二十二年三月八日やまど新聞第七百二十八號附録

へ訴へたと怒つて首を斬つたり磔刑も上げたりする、
ソコで其怨念の祟つてお化の出るといふのが佐倉惣吾
の狂言です……の、コレは尤も其の餘程苛い方だの左
も無くても財産の安全など昔のありませぬ例へば我
が住んで居る家でも地所でも政府で入用と仰しやれ
ば直ぐ差上るといふ規則でも尤も其代金の下げ渡され
る事もあるが此の此方から出すので無く役人共
が勝手におレ位なるものだらう、と押積りの「だらう」
勘定で呉れるのさうら千兩の地所を取上られて百兩買
つても仕方ないといふ先づ理合です、成るがモツと
苛いの生命の安全でも昔の武家といへば町人百姓を
切棄もしても構はない（前の無理な年貢を取て其を訴
へた者の首を斬たも此くら割出す算盤です）尤も無禮
をした者との規則です、死人も口無し、武士の方
ら喧嘩を仕掛けて町人の其の口答をすると直おボンと
切倒される其跡で、此者の拙者も無禮を致したりらだ、
と言ひすられ、バツレ迄の事、今の新聞記者が役人
の事を悪く書いて年へ遣られたり演説の壯士が政府の
政事を兎や角いつて島へ流されたりするのナンでも
無い事（でも無いの）と……ママ思ふなれば成りま

せん、處の此くらの大盤石を覆つら何うら何まですべ
て法律とあつて私共の頭の上お參るもの皆私共
の人民の側より選んだ帝國議會の議員衆を集つて評議
して後決まる事だし（憲法第三十七條凡て法律は帝
國議會の協賛承諾のことに經るを要す）又天子様
も前の様其方どもの權利や財産の安全の保護を遣ら
うと仰しやるらららモウ此後右様の事で私共の難
義するとい見たくても見られませぬ誠にお有難い事實で
す（父）成る程シテ、見ると憲法様の利益の大師の弘
法様よりも有難いな……

第四回
子「其次の勅語に。帝國議會すなわち國會の明治二十
三年（來年）も開いて此の憲法の其時うら本統も行之せ
る。其次の。若し將來も至り憲法の規則を改めんけれ
ばならぬ時が來たらば朕又の朕の繼統の子孫（あとの
天子様）の其事を言ひ出し國會議員も其事を議させや
う但し此の憲法も定めてある規則の外も走つて勝手小
改正する事な成らぬ。政府の大臣たるもの此の憲法
を實地も行ふ役目がある又其方共の此の憲法を行末長
く守らねばならぬ義務がある。ト先づ勅語の簡潔なる

のでござり升。扱てソレも就て又一寸と此話しやたい
此の。憲法を改める時天子様の其事の發議者なる
權を持つて出出さる。と云ふ事、最も大切な事のや
うな思ひます或る外國など、往々議員の方の威張
り出して天子様を侮蔑し、天子様を納屋頭とする
といふ驚いたナ。子「イエ、納屋頭でいりませぬ侮蔑とい
亡い物とするといふ事で輕蔑する事です。……自分の
勝手な憲法を取替へた事もありませぬ現例を引くも思
しい事です。佛蘭西の國などで、今より百年許りの
との天子様路易十六世といふ君の時國會を閉ざり
りました。其時の議員の人々、亂暴者となり寄り集つ
て遂に憲法を書いてある太切な箇條をメチャクメし
て勝手な規則を改ため其果より天子様を押籠めて飛
目にお遇せし事もあり升、ソレ故日本でも憲法を
改める時は是非とも其發議の權を天子様にお握り遊
して議員が其改正の是非を上げる様の手順とせんけ
れば成りませぬ又た私共人民の身分としても是非其
通りお致さぬと第一此の日本の國を治まりませぬ。此
うらの憲法の本文です
大日本帝國憲法

第一章 天皇
子「此の處り天子様の身分を就ての事をいふ處です
第一條 大日本帝國の万世一系の天皇を統治す
子「此の憲法中一番大切な箇條で、万世一系といふと
の前も少し升たり此處でいひませぬ扱て此の箇
條の。此の日本國の右の万々年も血統は替りの無い
天子様の御支配をなさる。といふのです。父「知れ切た話
しよ、誰が外の天子なぞを持て來たつて、誰の承知
するもソレ、我ア我の天子様より外は天子様の無エ、母
ナンゴ子其な中ッ腹を言てサ、お前の其を私しよ云
つて、已の神さんより外は神さん無エ誰が神さんお
成らうと云ても承知するもんうと云つてお呉れたと好
い何時でも酒と酔ふと、直お出で往け……外お好い
のの有るツて……父「籠絡め天子様の一人切だ、
手前なんぞの。子「ドウも困り升ソレナも喧嘩して、ド
ウぞ此の講釋中喧嘩の制禁といふ憲法を立て下さ
父「オツと承知ゴモウ爲ねエ、ソレウら
第二條 皇位の皇室典範の定むる處は依り皇男子孫
之を繼承承す
子「天子様の御位の必らず男の御方に限るといふ事

と、又此の皇室典範といふの天子様の御家の規則
を書いたものです。父「昔より女の天子様も有つたり
母「此人の物知らずも困るよ百人一首の持統天皇春
過て、女の方ぢやア無い、マカラ女だつて餘まり
馬鹿お爲で無い。子「其外も推古、皇極、齋明
(皇極)天皇の御重祚(元明、元正、孝謙、明正、後醍醐)な
どの天子様の御女で入らつしやいます。父「神功皇后の
母「本統は無學だよ、お前今でも天子様の御様の事を
皇后様といふでない、ソレ此間も天子様と合乘
で青山へ……父「ウン左様、ナニしろ奥様でも天子
様の御非凡いナ三韓征伐なぞを成すつて、已の皇后
様なソレ三韓どころ大屋征伐も出来やアしねエ唯
いびるの御亭主心よりよ。子「東西く、併し神功皇后
様の御代の中に入つて入つしやい升の先づ天子様
とヤ上げておしし御坐いませう。又此の箇條もあ
通り男の方に限る御相續です。父「物領の御子様の無
い時の御孫御孫も無い時の御次男様といふ様お成る
丈け幹柱の太い御近しいお續き柄へと傳はつて參るの
です。又御姫様の御嫁入先の御子孫の天子様も成られ
ませぬ。

第三條 天皇の神聖にして侵すべからず
子「神聖といふの御神様といふ事です、言ふ迄もなく
天子様の天照皇太神宮様の御子孫で即ち神様の御末な
れバ我々の人間とい種違つて入らつしやる殊も其の
御位の御善の御位といつて決して悪事といふを成さ
ぬ御身分でも又た御政治向ついても天子様の御自身で
御事を御扱ひ成さるので御無く皆内閣の大臣方が仰せ
を承はつて取計ふのです。父「御假ひドクな悪い御事
あつても天子様の御存じ成さる御でいりませぬ皆大
臣方の責任です。ソレ故天皇の神聖にして侵すべからず
いふのです、ソレおらして天子様の御又た御訴の御告人
も成りなさいませぬ(即ち天皇は對し奉つて御訴
を起すを得ず)總てを承はつて天子様の御人間より一
段高い御方として御して人間の法律を以て宛とめる事
の出来ぬとサす譯です
第四條 天皇の國の元首として統治權を總攬し此の
憲法の條規を依り之を行ふ
子「天子様の此の日本の人民のお元首で總てを支配す
る權を持つて入らつしやるソレで其權を憲法に定めた
條規に従つて行つて入らつしやるといふのです。父「天

子爵の日本人の頭様だ、此の亭主様の憚りながら此の家の頭様だ、ダカラ家中の者を支配する權を持つて居る。母「お頭様」と威張るなら、三ヶ日お尾頭付の魚でも食はせる程の働らきを出しな、頭付でも芋頭りへボ頭り禿頭の聞て呆れらア。父「此のお多福め、亭主様に口答すると朝敵だゾ。母「オニ博満一だナヨボ一のよしてお呉れよお前いつでも負るりら。父「アハハハ、此の馬鹿が、サア其跡を……」

第五條 天皇の帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ。此の立法權といふのは法律を組立てる權といふことで早く言ふとお布令の地組をよしらへ又善悪を見分け、案文を作ると言ひます、扱て如何なる國でも國といふ名の附て政府といふ物のある以上、必ら立法權、行政權、司法權、といふ三つの權を有す此を國を治める三大權といひ升。成で立法權のいふお布令の元を拵へる權、日本でいへば元老院、樞密院、又た此より出来る帝國議會等の類の其の權を持つて居る役所です。行政權の内務省、外務省、大藏省、農商務省、警視廳、府縣廳を始めとして政府の發したお布令の表も隨つて其規則を行つて行く役所も附いて居る權です、

今其の例を云ひますと、痘瘡の流行ると巡査の家へ来て種痘をしる、と言つて必らず種痘を爲せる様よし、又た家の前の汚なくなつてると、早く掃除をしる、と言つて必らず掃除をさせて行きます、此の行政の役所たる警視廳の役人の巡査の衛生規則と街路取締規則も隨つて我々其の布令通り事をさせる行政の權です。又た司法權といふのは罪人を取調べる權や訴訟を調く權で、大審院、控訴院、重罪、輕罪、始審、治安の各裁判所が其の役所で其お役人を判事と云ひます。斯う三つお權が分れて居て何れも一本立の白眼合ひも成つて居ますうらたと行政の役人の無理な租税を取らうと思つて其のお布令の注文を立法の役人の方へ出したるも立法の役人が、イヤ、此の布令を出すは人民の難詰する依つてこの注文の取消すると云つて出させません此を「廢案とする」といひ升。又た各府縣の知事様なき政府の御用向で人民の土地を買上げて其仕方は無理があると見れば人民より、アレの法律も外れた仕方で御坐る、と裁判所へ訴へると裁判所の判事様も罰して爾其の買上げの理も適は無いと右の地面を人民へ戻して下さい升。ソレ故今の政治は何れも目ツ

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地やまど新聞社 發行人兼印刷人與野政二編輯人中泉政太郎

明治二十二年三月十三日やまど新聞第七百三十二號附録



山本

張ン子といふ工合で私慾の横着のといふ事を爲るとい
 少しも出来させん誠有難い事でござり升 母「スルと
 家で今日のお晝食は鹿角菜と油揚げのお茶は爲やうと極
 るの立法權で、お錢を出してソレを買つて給へるの
 が行政權で、そこで父の油揚げのり餘計取つて私しお
 鹿角菜をり食せるのら喧嘩なつて差配のお神さん
 よ言附るとお神さん、其りやア半さんの方の悪いお
 長さんよも約束通り三片なり四片なり遣らなければ濟
 ない、と斯う捌くのの今の司法權の判事様の役目だ子
 子「其通り、お母さんも飛だ政事學者も成ンなす
 ッた 父「ナンダ司法權も牛房ケンもあるもの此の大
 根阿魔の、よく已に計りケチを附アる 子「まづ、
 其事の預り、扱て本文の意の。天子様の國會の承
 知を得て右の立法權を行ふ。とすので今迄の何事も
 思食しの儘なつた天子様の勢ひも此うらの國會議
 員の宜しいと申上げるのを御聞に成つて初めて法律を
 立てるとを遊むすとい全く人民の氣合をお察しは成る
 うらの譯で勿体ない事いふ計りも申しません

第六條 天皇の法律を裁可し其の公布及執行を命ず

子「天子様のすべての御布令を善いものと見ればの許
 しとなり悪いものと見れば止むなる權があり又そ
 の善いと見認る成たは布令を人民は觸れ出し其の權
 通りおさせざるのありませす
 第七條 天皇の帝國議會を召集し其の開會閉會停
 會及衆議院の解散を命ず
 子「此が實地なると誠な重い簡條です。天子様の國
 會の議員を召集めて何月幾日のら議會を開け、又た閉
 る、或ハ一時停る、又ハ衆議院の今迄の議員を皆引込
 せて新しく選み直させる事も出来なざるです。併
 し此の開ると閉るとハ平常の事で毎年開閉をするです
 が停會といふとハ手重く解散といふと餘程容易なら
 ぬ事柄で例へば議員が政府の大臣方の料見反對し
 て、大臣方が是非これだけ金を出して呉れ左も無いと
 政事をする事が出来ぬとあるを議員の方で、イヤ何
 うしてもソナナ金を出さず事が出来ませぬサウ出すと
 人民が困り升どり國の爲お成りませぬと云つて強情
 張る、トウ、何しても双方の折合がつらんで議會を
 開けて置くは政事をするは差支へる様な場合があると
 餘儀なく天子様の一時其會を停止すといふ勅掟をお下

し成さる、議員のソレでも開ずお強情張るり又ハ手荒
 な振舞いでも及ぶと天子様の據るなく議會の議員總
 体のものお宜しく無いと思し食して議會を解散し前ハ
 いふ通り今迄の議員を殘らず免職させて新たな善い議
 員をお選ませ成さるのでも、故ハ停會の中ハ其國ハ議
 會ハあるのですが解散といふと其國ハ議會ハ無くなる
 のです立憲政体の國といつて議會を立てた國ハ於て其
 の議會の無くなるといふハ實ハ容易ならぬ次第で殊ハ
 寄ると政府と人民との争ひの基も成る事ですりら成
 るだけ人民の側でも大人しく憲法お定められた範圍の内
 議事をするやうな爲たいものだと學校の先生も仰しや
 いました。底で此の解散を命ぜられるのハ衆議院すな
 うち人民の側りら選み出した議員の方で華族方や役人
 衆や大金持や總て天子様の仰しや附で議員ハなる貴
 族院の方でハありません、是ハ貴族院の議員方ハ悪い
 のがあると思れば天子様の直ぐ其者を引替へ成る事
 が出来るり別ハ議會を解散させるおも及心無いと申
 す譯でいも有りませう 父「ホントお左様だナア已達の
 仲間の寄合でもイヤハ錢金の事おつてグツ、言ふ
 奴おあると權は障るものよ此間も月行事へ出す錢の事

で公園の熊公と花屋敷の虎と喧嘩を始めて初めハ口
 先で議院を遣てたがカラ仕舞ふやア取組み合つて膳も
 皿もメチャ、く、よ巳の隣ハ居た愛宕下の文め、此りや
 ア大變ハ解散狼藉だと云つたが兎角解散ハやア狼藉の
 附き者だと見えるナア 母「ナンだナ此人ハ何を云てる
 シだら分らねエよ、ダガお前議員の人だつても藤八拳
 の腕めッ腕でも無エ虫拳の三すくみでも無つた、ホ
 ラ行政權の一本立位の事の知てるンごうラナも此
 だけ無つちやア政治が出来ねエといふのを無理ハ爲
 せへましても云やア仕舞へる其處がソラ癩癩の虫も
 五分の魂で自分で人民の爲と思ひ込ごうラツイ邪
 張つても云んだらラサ、ダカラ何も悪氣ぢやア無
 ぶよ、ノウ太郎さん 子「左様ですとも、其りやア議員
 も惡氣といふンぢやア無いハ極つて居升が去年の縣會
 の中ハも解散を付られた向もありまして其様子を新
 聞などで見ますると私共も随分をあしと思ふ事
 があり升殊ハ其の議員衆も折角自分の思ふ處を貫ぬ
 うと思つても右の解散となると百日の説法尻一つとな
 つて水の泡のブク、なつて消て無くなるら誠ハ
 詰りません、ソレ計りで無い府縣會ハ唯其の府縣切

の利害です。今度の議會は日本物体の人の頭すなわち
三千九百万人の迷惑なる事です。餘程謹んで貰え
なければ成りません。ソレが外國に對しても外聞の悪い
話だらけでドウも事を選ばせるやうな仕たいもの
です。英國や佛蘭西などでも此の解散より大事が出来ま
した。うら

第八條 天皇の公共の安全を保持し又其の災厄を
避くる爲緊急の必要を由り帝國議會閉會の場合
於て法律を代るべき勅令を發す

此の勅令の次の會期は於て帝國議會を提出すべし
若議會が於て承諾せざる時政府の將來に向て其
の効力を失ふまを公布すべし

天子様の公共の安全を完くする爲めり又た公共の
災厄を避ふのを避ける爲の極至急の場合に迫つて來て
然も其時帝國議會が開けて居らぬ時の法律を代るべき
勅令を發す事の發出來なざる。但し此のお勅令の其跡
は開く帝國議會に議案として提出しなざる。此時議會は
て此のお勅令に至極適宜ものである法律と致しても宜
しいと云へば格別、若し、イヤ此の宜しうらぬものぢ
や法律を致して後まで人民を守らせる事になりませ

ぬと云へば此の勅令を直ぐ引込まして其時までの物
として廢て仕舞ふとを政府から人民に觸れ示すとの事
です。扱て斯う心りでの解り成らぬと好ぬり
例を引て話しませう。例へば支那の上海あたり
もコレが大層流行つて上海から來る船も其の病人
が大層乗て居るといふ時政府で此等の支那人を横濱
に上げての堪らぬ伊豆の大島あたりを番所を置いて其
處に彼方から來る船を留め其處で毒を消させるの好い
併し今の議會が閉い、一体ならん斯な事の議會は議
案を出して會議に掛けて宜しいといふ處で觸れ出さね
ば成らぬが今のソナ際の無いモウ横濱の船をつけて
ドン／＼上つて來るソしてモウ日本人もソロ／＼傳
染てポツ／＼コレが出來て來たといふ様な極至急な
場合も於て天子様傍一存で「支那から來るコレが病
者のある船の大島で一週間差留る」といふ勅令を發出
しなざるソして政府の其通りの事を行ふです。又た警
視の探索方面、東京に謀反人が入り込で此地に居る亂
暴黨の者と一所なつて市中にお地雷火を仕懸け東京中
を黒煙として仕舞ふといふ事を開出して來る、ソレと
云つて探つて見ると彌々其れお相違ない、此れはドウ



發行所東京橋區尾張町二丁目一番地 やまど新聞社 發行人兼印刷人與隅欣二編輯人中泉政太郎
明治二十二年三月十九日やまど新聞第七百三十七號附録

したもので有らうとの評議なる、折ふし國會の閉つてある、されど事既も追つて居るから逆も議員を召集める杯の猶豫の無い、然らば據る無くといふので天子様の放逐令を公發しよなる、警視廳の右の謀叛の嫌疑の掛つた者を片端より引立て、東京を逐拂ふ、斯ういふ場合です、「公共の安全を保持し又い其の災厄を避くる爲め緊急の必要も由り」云々といふの、實も巴むを得ない時をいふのです、扱て其の次期の國會の開けた時政府の右の情實を言つて此の保留規則や放逐令を議會小持ち出しします、ナゼ持出すといふは、第三十七條凡て法律の帝國議會の協賛を経るを要す、とあるから議會の承知を得ないもの、人民の守るべき規則とすることを出来ないからで、底で議會の此を議題として評議をして、何さま斯ういふ時よの保留規則を行ななくて日本人が溜らない皆なコレラで死で仕舞ふ、如何も斯ういふ謀反人があつた時よの其悪者を捉へて逐拂ふが當然だと承知する時の此の勅令の直ぐ法律もなつて人民の守るもの政府の行ひ得る（行政權で）ものよなるです、然るに議會でこれよ不承知を言ひ出し乗組の者よ未だコレラ病も起らぬものを其船

を途中で差留るのの不都合だ、イヤ謀反人と言つても未だ實證の上らぬものだコレを無暗に捉まへて逐拂ふとい何分同意の出来ない話した、とう何とよ不承知を申立てると政府の直ぐ其の保留規則や放逐令を取消し其時限りか廢めか成さるのです、誠は議會の權利を重んじ遊心される天子様の思召の程有難いとも何とも申し様は傍坐りませぬ。

第六回

第九條 天皇の法律を執行する爲め又い公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲め必要なる命令を發し又い發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

子 天子様の法律（議會の承知を得て立派に出来上つたもの）を執り行ふ爲め又い公共の安全を保つこと、世間の順序を保つこと、又い人民の幸福を受ける爲め入用なる命令を自分でお發しよなり又い政府をして發させることがお出来なる但し此の一時の命令の爲め既に極つた法律を變更すること出来ぬといふのです。扱て此の譯を碎いていふと例へばこゝお今回の如き市町村制を行ふといふ法律が出るサテ其の市町村制を行

ふよのコレといふ手段を用ひよといふ其の立法の命令といふを天子様の自分でお發しよなり又い政府にお發せせざる事も出来るし又いコレラの流行の時おこれの趣向よて消毒法を行へると戦争のある時は何よの品物をコレの地よ送るナ杯といふ凡て我よの爲めある命令をお發しよなる事お出来るがさればとて此の命令の爲め議會との交渉で取極めなつた法律の變更るといふの出来ぬといふ事です、是れ命令の一時のもの、法律の萬世不易ものだから一時の命令を以てコレを變更する事出来ぬです但し此の命令といふの議會の承知を得ないでも宜しいものです

第十條 天皇の行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又い他の法律の特例を掲げたるもの、各其條項に依る

子 天子様の前よ申した立法と司法を除いて總て行政の役所の官制、又い文官（尋常の官員）武官（陸海軍の軍人）の給金を定め、又いおあらゆる官員軍人の役を付け或い役を取上ることお出来る併し此の憲法と又い他の法律お別段の取決めをして役人の其の別段の取決よよつて進退もなるといふのです、一休天子

様の行政部の長官でお出なさるよよつて其部の役人の役お立つのを取上げ役お立たぬのを退役させるの思召のまゝです右の別段の取決めといふ例へば司法部の判事のやうな終身官として一生悪い事をせぬ以上の退役するとの無い官員の又い勝手お免職させる事お出来るです、又「サウするとテンシの好きな赤烏帽子で役人のヌキサンを勝手よな事お出来る出来ぬのだから、左様ですコレの人権を重んじ憲法を大切になさる有難い思召のある所です

第十一條 天皇の陸海軍を統帥す

子 一休我國の昔の天子様の陸海の兵隊を自身で支配なされたもので戦争がある時自分のお大將おなつて勝出張なされたもので其例の神武天皇の九州のりや上りなされたのやうす迄もなく其後仲哀天皇も筑紫といふ今の九州の熊襲といふ賊を征伐なさるし其外も天子様みづから大將お成りなされ、事お幾らも有りませ又い天子様の病氣お幼少で入らつしやると皇后様又い皇子様の代つて大將よなつて賊を征伐なされませ即ち神功皇宮の三韓征伐、日本武尊の東國の蝦夷を征伐なされたも其例です然るに其後よなつて戦争

の事、皆武上より仰せ付けられ天子様もより皇后様も
皇子様も一向お構ひなされぬ様なつたので遂に武士
の威風凛々たる源の頼朝の鎌倉まで征夷將軍の職を
負つてあらたに代り將軍職を其子孫に譲り又た家の變つ
ても武士がいつともな事なつて足利となり織
田となり豊臣となり徳川家となつて漸やく今より二十
三年の昔し慶應三年の大將軍慶喜公の將軍職を返
上なされて初めて又た元の天子様の大将は成りなさ
る様になつたのです、此のお話を仕出しますと未だ
中々長いから先づあらで廢て、サテ此回の憲法でい
よくソレを確め成され天子様の我國兵隊の總大将
大元帥と極つた以上にお附さす我々も實に忠勤を盡
して命を棄ても此旗の下に立ち此國を守らねば成りま
せん

子「此の又大切な箇條です。天子様の日本帝國の首長
で外國に對つて此の日本の人民三千九百萬人の總
代表たるやうな身分であるから其の一個の傍觀見で
國と戰爭をせよとを宣すまとも、和睦を講ずまとも
出來なざる又た外國と諸般な條約を締結せよとも
來なざるといふ事です。サテ何故箇様な大切な事
會お相談なさらぬといふか、一體外國に向つての事
何事もよらず秘密の汗腎で此を一口「外交機密」とい
ひます。又た戰爭も同様秘密の第一で、大勢は相談
をしてあらといふ様で、其の謀計の直ぐ敵は洩れ殊
其爲の時日の費つて進み「其間不覺筋を容れぬ」といふ
程の際鋭任事の出來ませんナンでも總大将の料見次第
で勝つも負るも遣て退けるの軍の法です。此を例へて
見まると戰爭の勝負も相場の勝負も同じ事です、今
ソラ東京株式の株が十圓上つた、ハテ買うのしら、と
考へて朋友と相談すると一人は下るから止せといひ又
一人はマダ上る買へといふ、又他の一人は相場事ナン
ぞをして成らぬ、と止める當人のいろく迷つて相
談をそれにする程十人十種でさまざまな事をいふのら
トウく思案が滅茶苦茶なつて、賣るべき所で賣ら

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地やまと新聞社 發行人兼印刷人奥野欣二編輯人中泉政太郎

す買ふべき所で買ふべき、踏またへる所で踏またへず、
仕舞ひの大損をして此峰取らずなつて仕舞ひ、軍も
ソレと同じ事です、あらナンでも大将の料見次第遣
らなければ好けません、現に大勢お相談して大失敗を
遣つたといふ近い例の先年アフリカでマージ(人名)
といふ謀叛人の旗を擧げた時英國の戈登といふ將軍
兵隊をつけて征伐お遣りました、所がマージの軍勢
が中々強くてさしもの英國の勇將といこれた戈登も敗
北し或る小城を楯籠つて防戦する事になりました、英
國の人民のこれを聞いて、已達の大事な將軍を殺して
成らぬ、早く加勢の兵隊を遣れ、兵糧を送れ、彈藥を
運べ、と騒ぎ出しました、其時の議會で、ドウも加勢
を送るよしても金の費る此金の何處から出す、何の
税をのけて取立てる、兵糧も彈藥も今スグといつての
間も合ぬ、杯といふ實急の間も合ぬ小田原評議お
グツグツ口を送る中も又中、一體自分の國でも無
いアフリカ杯の謀叛人を征伐するとしてナンで那んな
將軍を出したのだ其の理屈の解らぬ中、一文も金を出
すとい出來ぬ、などいふ議論が出て来て可哀想な今攻
殺されるといふ戈登將軍をアフリカの城お打棄置いて

今日本國の英國の議院の喧嘩が當しくなり酸の弱弱の
と揉み合つて居る隙に無慘なるな戈登の夜盡のさ
敵の大勢お攻られる小勢の味方の追つて討死する兵糧
の無くなる彈藥も乏しくなる、いくら使を出して加勢
を呉れると本國(英國)も云つて遣つても果も操撥
なしドウ爲やうのと苦勞心配する中敵の大將マージ
の其機を察して惣勢一度は惣攻お攻たから溜らない
逐お城の落城して戈登の鐵砲お中つたり斬られたり食
それたり死骸も留めず空しき勇名をアフリカの沙漠
ぞ残しける、ソレで英國の内端喧嘩の爲に大事な將軍
や兵隊を外に打棄つて棄殺しましたと世界の人々も
それました、コレを俗に、船頭が多くて船を山お漕ぎ
上げる、と云ひます故にナンでも戰爭お起つたら其の
掛引を天子様にお任せして我々の其命お從ひ國の譽
れを落さぬやう外國お笑これぬやうお働か無れば成り
ませぬ、父ウ、聞ても齒擦りナア、ウ、唐人めらア腫
ぶ無エと云ふの肝魂も尻腰も無エナ、己の英國お居り
やア直ぐおコウして其のバアジイめを……母「アイテ
、ハ、危ないお父さん何ヨウなざる夫りやアお母さん

明治二十二年三月廿四日やまと新聞第七百四十一號附録

の胸倉だよ 父「胸倉でもナンでも構アねエ、コノ婆ア
 ジーメ 母「貰でも食へ此のマー爺め 父「ナンダマー爺
 母「エ、モ馬鹿爺の好加減よふさげ無エウ(ト突放す)
 子「アハハ、アフリカの戦争の家へ来ての大變で
 すマア徐りよ(折り正午の大砲のドン)ソラも
 うゴルドンだお母さん喧嘩の跡ましてお午飯の兵糧の
 手留して下さい

第七

第十四條 天皇の華嚴を宣告せ
 戒嚴の要件及効力の法律を以て之を定む
 子「此も前々續々たる戦争の簡條で此の戒嚴といハ戦争
 の時の取締りもいふべきものです例へバ日本と外國
 との戦争を起つて外國船の長崎へ攻寄せて来たといふ
 時ハ其土地ハ別段の取締りをつけ總て其の土地の政治ハ
 陸海軍の大將よさせる又た金銀彈藥の類ハ斯ういふ風
 の送り方よせいと云ふやうな事を宣告よなるのです
 尤も其のくじしい事ハ別々法律で定めるといふ事です
 第十五條 天皇の爵位勲章及其他の榮典を授與す
 子「前々くもいふ通り天子様の我々の首長さまで
 ら人譽たり褒美をやつたり成さるとも御勝手よお

出来なさる、ダカラ爵位といふものも下さるとの...
 母「オホ、ハ、ハ、アの天子様の誰よ約子を下さるのガ
 エ...ソソしてドンナ大きな約子を 子「イニ爵位といハ約
 子でのありません華族や... 父「コン 徳林の爵位と約
 子と間違へて居やぶる其シヤク井といハ、あのお公家
 様の胸倉コウ鹽梅は押ッ立て居る定木見たやうなもの
 よソレだのらシヤク井定木といふとも... 母「婆ア此
 年なる迄約子定木といふのア聞くけれどシヤク井定
 木なソエ事ハ聞た例がねへよ、自分こそ徳林な爵
 子「其れハドナラも違ひます爵位といふのハ 父「ウ
 解ッた針盤の事ハ接摩の類の療治もするら 子「ま
 ア、私しのいふ事を聞て下さい 母「ホントハ左様だ
 籍口でお出でよ 子「爺といふのハ公侯伯子男と五つあ
 ります 父「香物食つてハクシヨが五つ出たと困ナナ
 「イエサ此ハ華族さまの身分をソレで定めたもので
 例へバ三條様の公爵、淺野様(元ハ莖州)の侯爵、今の大
 臣方の多くハ伯爵、といふやうハ身分の區別をつけ
 たもの又た位はくらゐ」で此の正一位より九位まであ
 ります 父「ウ、左様だ。お積荷さまの正一位、平家の
 婆さまの二位の尼、三位中將維盛さま、四位少將五

位の爲... 母「エ、驚ましい、否ナヨボクレ、ヤ、ヨ
 ボクレおソ爺だよ、ダガ太郎坊、此間寄席へ行つたら
 ソラ正一位といふ人が出たねエ那の人のする事ハ餘り不
 思議だアリヤア矢張り御荷様の仲間で狐でも遣
 んのりねエ 子「ナニ那人ハ誰天齋といふ西洋風の手品
 遣ひですソシテ此の憲法發布の御祝ひ又宮中へ召され
 て天子様の御前でいろくな妙術をしてお目よ掛たと
 各社の新聞も見えましたが決して狐使ハ杯ヒヤアあ
 りません手品使の隊長です、サテ餘談が餘り長くなり
 ましたが此の簡條ハ。天子様の右の爵位勲章その外
 いろくの榮譽よなるものを我々よ下さるとの御出来
 なさるといふので、處で勲章といふ勲の大勲位くら
 勲八等までありツマリ此ハ右の位と同じやうなもので
 又た章といハ大臣方の寫眞又胸の上よ菊や桐のついた牌
 を下げ又た肩から脇の下へ巾の廣い綬といふ物を結ん
 でおさる此を章といつて此人ハ何の勲位を戴だいた人
 であるといふ印です、我々も人の命を救つたり其他い
 ろくの善事をすると天子様より黄色や青色の綬章を
 下さるとの御ありませ

子「コレが又た天子様の格別な權威の一つで大赦とい
 天下の罪人をお赦しなさると、特赦といハ別段一人二
 人の刑をお赦しなさると、減刑といハ例へバ絞罪なる
 のを赦して徒刑にするとか十年の懲役を七年に減して
 下さるとの事、又た復権といハ悪い事をした者のた
 下川島や市ヶ谷の監獄から出て来ても表向の事ハ
 スグ我々の如き人間一人前の者よいなれません此を公
 權制奪と云まそ然るハ天子様の其の制奪された公權を
 故よ復して公權のある者よして遣るとの御出来なさ
 で、現ハ今度も憲法發布のお祝ひつぎ大赦令の出
 て罪を赦されて出て来た人の澤山あり升 父「天子様の
 豪氣だナア、ソナラ已ハ天子様お近づきなソト
 いて一寸くら甘へ仕事をしヌダ大赦とをを出して賞
 人事おすべエ 子「馬鹿な事を云らヤア好けません其の
 大赦なるものハ盜賊や放火や人殺しや詐偽や博奕や
 なソの破廉恥といつて廉恥を破くぞ知りつゝ、爲た悪
 事の罪人をバ赦して下さいません國事犯といつて國の
 政事よりつた又演説や新聞で政府の政事と自分の
 料見と違つてる事を云つたり書いたりして谷よあつた
 人をりです此の人達の決して自分の私慾で罪を犯し

第十六條 天皇の太赦特赦減刑及復権を命す

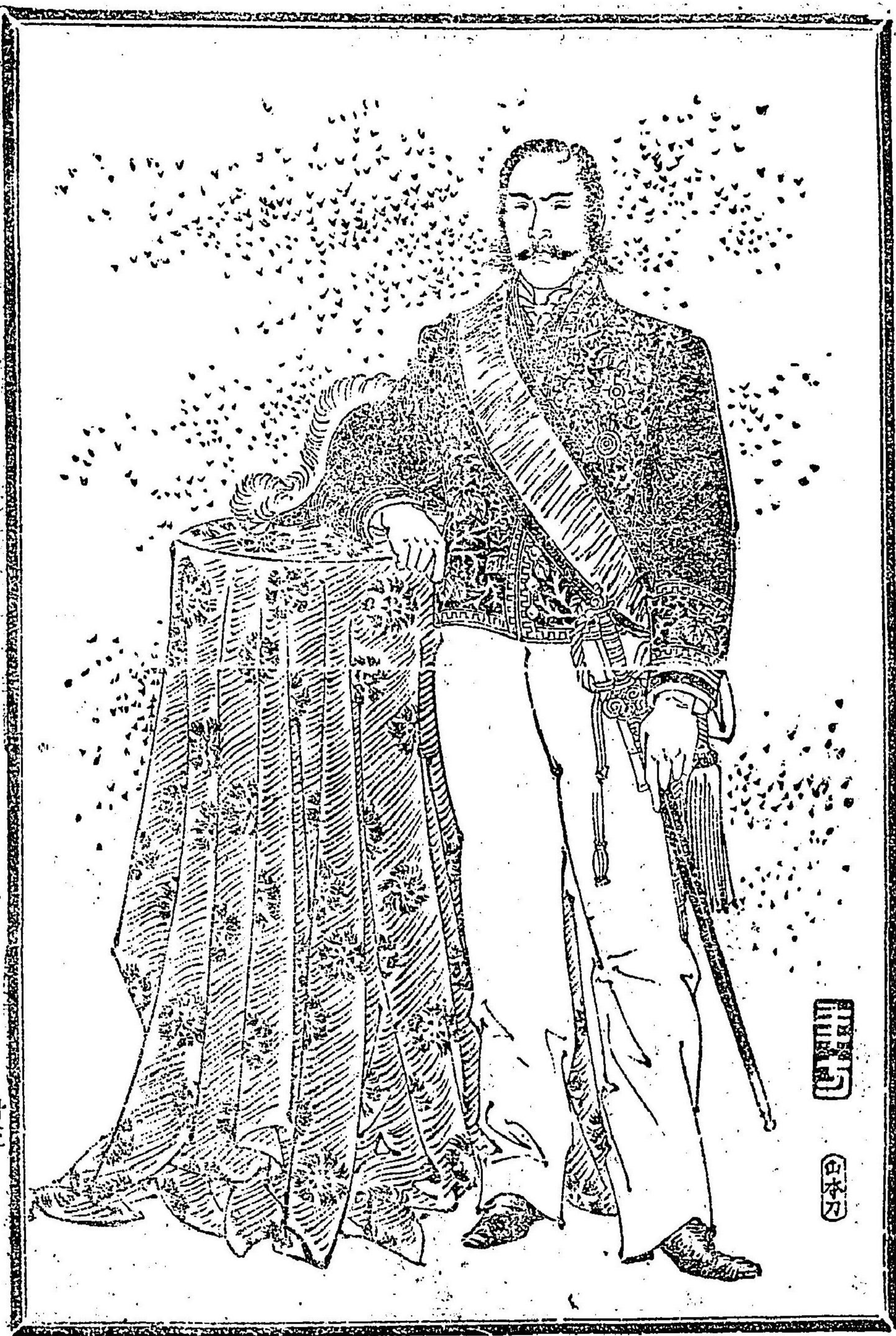
たので、無く其心よ、コウすれば天下の人達の幸福を
 受るであらう又た此の通りで、世中の人民の迷惑する
 であらうと思つて我々宜いと思ふ料見を打出したの
 シレが罪なつたので、とらコレが知れ、バ破廉恥と
 心お思ふとの有りませぬ故、前前の泥棒や放火や人殺し
 との理由の違ひます此等の人、大赦令を行つて天子
 様のお慶賀のある折、其苦惱を赦してお遣り遊むすの
 に至極の事です。母「オヤ、ハイシヤレイとの其な事
 うへ私しやア又た人のハイシヤレイの出で結構だ、
 といふから天子様のお齒の痛くつて療治をしてお貰ひ
 なすつた其齒醫者、禮を遣なすつたの、結構なお
 禮だ、人の羨ましのつて云ふんだと思つて居たよ、オ
 ホ、ハ、其れじやア高山さんの事じやア無んだテ、
 父「ナンだ馬鹿なハイシヤレ、ア無エ大シヤだ、大
 シヤとのナ緒の色、繪具だ、ア、ツレ徳役人の事を緒ン
 坊といふだらう是りやア其の大緒で染た緒の色、仕着
 を着て居る奴を赦して下さるの、だらう大緒分よ、分つ
 たり、ナア太郎公サツたナア、子「マア、其様事よし
 てお置き成さいますし、サテ其次ぎ

攝政の天皇の名に於て大權を行ふ
 子「攝政とい天子様の傍名代人の事で天子様の未だ幼
 少くて居らつしやる、又の傍病身の時など、いハ親族
 の方を以て傍名代人の攝政となさる其の攝政ハ皇室典
 範として天子様の傍家事の規則を書いたもの、よつて傍
 取定めあさる又攝政あなつた方ハ天子様の傍名で、傍
 自分の名でなく、いろくの勅令命令を發す事、お出
 來なさるといふので、父「昔し己が習つた百官名、
 攝政關、白太政大臣とあつた其の攝政だナ、子「左様、
 サテ我國で攝政の初めハ聖德太子で、其後ハ藤原家で、此
 の傍役をお勤めなさいましたと聞きました支那で、此
 間まで慈禧皇太后といふ天子の傍母様の攝政でお出
 なりました

第八回
 第二章 臣民の權利義務
 子「是まで天子様の身分の定めで第二章、うらハ
 民の身体おつて居る權利や、せねをならハ義務の事
 をやすのです。扱て今迄ハ國の憲法といふもの、無い
 故ハ私し共の持つて居る權利ハ、ドレ位のもの、又た其
 の權利があるもの、但しハ丸で無いもの、も分ら

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地やまど新聞社 發行人兼印刷人奥隅欣二編輯人中泉政太郎

明治二十二年三月廿八日やまど新聞第七百四十四號附録



なうつた程のもので、現に一新の前幕府の頃の前も、前もいつた通り我が持て居る地面地屋敷家も店も品物も服用とあれ、皆取上られる、殊に寄ると我が女房子も取上られる、イヤ米だ、己れ自身の体すら我物で有るとやら無いとやらいつ何時取上られるやら分らなうつた程であつた、早くいふと其頃の人民の此所いふ権利といふもの一つも無く、唯義務をうり背負せられたといふもので、然るも明治の政府はなつて、諸法律の改正を従ひ、人民の権利と義務といふもの立つて来て、其中の一つ二つをいふと、我が住んで居る家へ捕吏だとして夜中無暗に踏込む事が出来ない(令状といふもの無し)又た府縣區町村の議員を撰んで人民の頭をかゝる租税の額を取決める(今迄の政府の取立勝手次第)杯の事、我が身の身体も権利のついた著るしいものです、其代り又た義務も重くなつて昔の土地より重く税の掛つた、今も持て居る品物(船車の類)自分で取る金(所得税)お迄も税が出るやうになり、また、タガ是の天然の法として義務を負ふ者、其の権利があり、権利を持つ者、又た義務がある、義務と権利といふ始終、廻つてグルリくと上下

なつて行くものである、例へば今お父さんの大工を呼んで普請をさせると大工の家をよしらへて未だ代金を受取らない時にお父さんの其代を拂ふ義務者で、大工の其金を受取るべき権利者です、處の其代を拂つて仕舞ふと、此方が其の普請の善い悪いをいふ権利者となつて、大工の其の普請の丈夫も持つといふ受合人の義務者となつて、父「サウすると権利といふ奴が威張つて義務といふ方が意氣地が無へん、母「さうさう、だからお前の日梨さんの前で頭をビョココく下げて居るといふでも、お前の人が、貴公のペンくとう返辨とりの義務を果さない、イヤ迷惑(蓋し契約)の義務を果さない、威張るぢやア無い、私しやアホントは義務と云これるとソツとするよ、義務は世の中否なものありやア無い、父「籠棒めエ、アモお花でギムなると浮び上ら、ギムも中野暮ぢやア無エ(ナジの間違ひ一向分らず)子「です、政府と人民の間でも政府の人民から租税の金を取立る権利がある代り、又た其の人民を安樂に渡世させる義務があります、又た人民の政府に租税を拂ふ義務がある代り、政府は對つて世の中を太平に治めて貰ふ権利があります、と、ころが

是迄其の権利も義務も極明白に立て居なうつたを今度の憲法で此の二つのキツパリと分り、殊に萬劫未代動のないものとなり、また、サテ其の箇條の世の中となり、また、サテ其の箇條の

第十八條 日本臣民たる者の要件は法律の定むる所

に依る

子「是の日本人と云へるもの、トナ者云ふ、この話で一と聞くと可笑しい、此の日本人といふ中にも種々様々の六のしい意味があり、升例へば、外國人の日本人となつたもの(歸化人)又外國人が日本人の養子となつたもの、又外國人の養子となつたもの、又外國人と日本人との間、出来た子、あつた中、六つ、日本人です、此等、此の憲法は、定ない、日本人の資格といふ法律を作つて、ソレで取決られるといふのです

員其外も成れるので併し、官員なるもの、官吏登用の試験といふ吟味があり、又た議員なるもの、年齢から租税を納める額から其のいふ極めがあります、其規則に従つて行くのを法律命令で定めたる資格といふです、父「スト、已れでも、利口で金のわれば大臣様もなれる、母「お前の利口よりも、鯨鯨となつて、矢大臣の鍋なるもの、一番い、子「ソコで日本でも昔の士農工商と人民を四段に分けて、各其の地位を守つた中、其の士が一番威張つて居つた、世の中の政事をする者、此の士の中、出ると極つて居つた、世の中の政事をする者、王皇族の方を除く、外大名でも、侍でも、町八百姓、多食食非人でも、同じ天子様の御家來である、お士、お威張るの、不都合だといふ所、華族士族平民と三つに分けて、ソレでも、役も立つ、人のメン、出世するやう、おなりました、ソレを又た此憲法で、直ち、日本臣民といつて、唯一様の天子様の御家來となされて、す、好い人をお採用するのです、ソレ、故、此、新平民の總理大臣も、雪、直の子の府縣知事も、出来ると見なければ、な、り、ま、せ、ん、誠、お、腕、子、次、第、の、面、白、い、世、の、中、と、な、り、ま、し

第十九條 日本臣民の法律命令の定むる所の資格は應じ均しく文武官に任せられ、其他の公務は就くことを得

子「我々の法律命令で定めたる手續は、さへ随つて行けば、上の内閣總理大臣より下の巡查員まで、なれ、又た議

は、な、り、ま、せ、ん、誠、お、腕、子、次、第、の、面、白、い、世、の、中、と、な、り、ま、し



明治二十二年三月廿一日やまとな新聞第七百四十七號附録

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地やまとな新聞社 發行人兼印刷人與偶欣二編輯人中泉政太郎

第二十條 日本臣民の法律の定むる所は従ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民の法律の定むる所は従ひ納税の義務を有す

子「此の二ヶ條の我々の兵隊なるべき義務と租税を納める義務とを背負て居るとすので此の前者は悉しく了したるら別よこ、でハヤしません

第二十二條 日本臣民の法律の範圍内において居住の自由を有す

子「今日我々の世の中は立つて商法して行くより第一東西南北何處でも彼處でも勝手な往來し住まふと出来んければならぬの昔の國々を關を立て、わざ／＼往來を不自由にしたものです(併し此の封建の制度から來つた必要で人民の繁昌よりも武士の國を守る方が大事)さうなり其論のこゝも言えず)サア其辭のついて居るのら日本人や尻の重い人間のありません 父「本統の内のお袋なぞと來ちやア尻の重いと大達劍山も糞を食へた 母「ソレでもお尻の早いよりの好いだらう 父「笑とせるせ其面で婆アの癖お、ソレで三徳鍋と來て居りやア本所の夜鷹の再興の願人なるが好い 子「

先づ其の喧嘩の跡廻しおして、サテ彼の横濱あたりお來て居る西洋人支那人を見ても知れ升の少しでも利のある所商賣の都合の好い土地と見ると我勝おやつて來て金儲をします處が日本人の近頃些をり布哇島や米國のサンフランシスコ、支那の上海、朝鮮の二三港よ出稼ぎをするがわる切りで其他の些とも出向させんソレ本國も居て、儲けらぬ、食へぬ、といつて居り升誠と詰らぬ話しです、ソレ故此の箇條もあつて正統の手續さへ踏でまわれれば居住移轉の自由を得て居るですのら此のうらら／＼の銀山の穴掘おなつても好いら／＼及むすメキンコの銀山の穴掘おなつても好いら／＼くしすお出掛て行て大なる金儲をするやうよしたいものです

第二十三條 日本臣民の法律に依るは非せして逮捕、監禁、審問、處罰を受けることなし

子「逮捕の捕まへられると、監禁の閉籠られると、審問の吟味されると、處罰の罪お行とれるとです、ソレで我々の法律で定められた手續も依らずして(早くいふと咎も無つて)此等の苛い目も遇せられる事無しといふのです、此事の前の佐倉惣吾の話をよく考へるご分

ります

第二十四條 日本臣民の法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの権を奪はるゝと無し

第二十五條 日本臣民の法律に定めたる場合を除くの外其許諾無くして住所を侵入せられ及搜索せらるゝまじなし

子「前の司法部の裁判官でなければ我々の其の裁判を受けぬといふと、昔の殊に寄ると行政部の役人の來て我々人民を裁判しメチャクチャな事を爲たこともあり升、ところの斯う極つて見れば我々の本統の裁判官の資格ある人の裁判でなければ決して其の裁判通りお服ふふ及びません、又た後ののたゞひ警視廳の捕吏なりとも勝手次第の人の住家へ押入り家捜などをすることの出来ぬもしレを強て爲るなれば我々の此の憲法の表によつて十分拒んでよろしいといふのです母「デもお前一日熊さんの家へ巡查の飛込んでソコも居た人を皆な連れて行て仕舞つたよ、其時は巡查がゲソコ犯くといつたさうだが拳固犯といふんだら喧嘩でも仕たのりね」子「ナニ其りやア現行犯で見て居る前で爲る悪事をいひます大方夫れぢやア博奕でも爲

て居たんでせう博奕を打てるのを見附られて溜りませんスグ隠れませんソレが本文よある「法律に定めたる場合を除くの外」といふのです現行犯を見て巡查の隠れ居るの法律に定めたる場合です

第二十六條 日本臣民の法律に定めたる場合を除くの外信書の秘密を侵さるゝ事なし

子「コレも謀反ナニウ容易ならぬ事件を書いた手紙と見認めたるもの、外の政府の役人も人の信書を明て見る事出来ません又我々の決して見させ無いといふのです、すべて人の手紙を明て見たり人の持てる金額を算へて見たりするの人の秘密を發くといふもので假し親子、夫婦の間柄でも最も忌むべき悪事としてあり升況てや政府の役人などは無暗に手紙を明て見られて此方の秘事を發りて溜りません

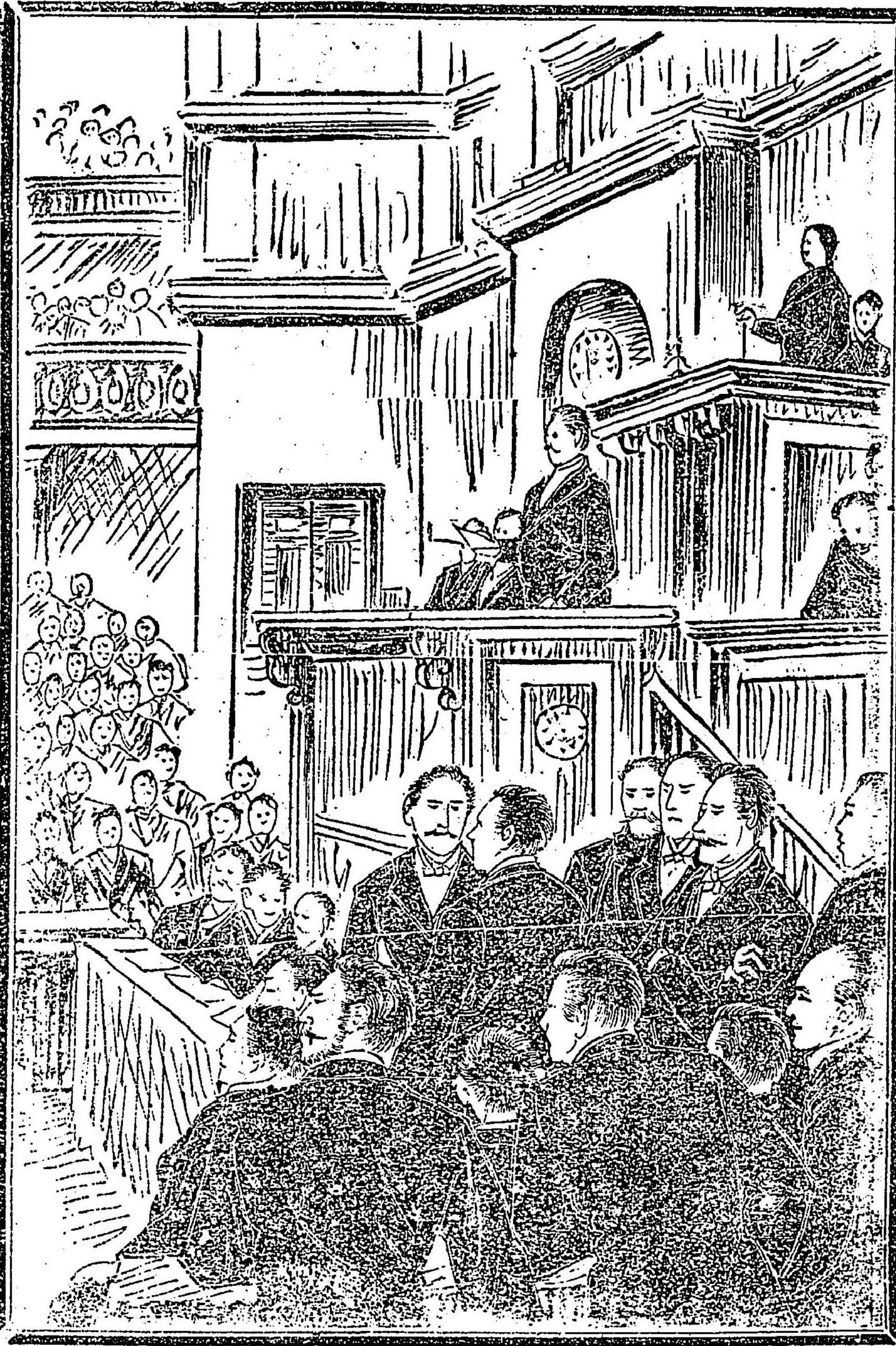
第二十七條 日本臣民の其所有の權を侵さるゝ事なし 公益の爲め必要なる所分の法律の定むる所依る子「おおよそ私共の世の中一番大切とするもの第一の命で第二の身体で第三の財産です其中此の條の其の財産所有の權を侵されるところ無いといふのです、併し公益の爲め又た此の所有權を離さねば成らぬ事の

あり升ソレの鐵道を布いたり市區改正などの爲め土地を買上られる時、地主の否だといふ事出来ません「成る程此間横濱の人の鐵道の爲め土地を買上られて困るといふ咄しをしたの彼地の唐人と交易する場所だうらだ子、ヤレ／＼横濱の地面持などの心配なものだ子「イエエ公益といふ世の中の利益といふ事で、又「サウサ交易の世の中の利益なるだらうよ交易で金をもうけた人も大層あるららの

第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務を背りざる限において信教の自由を有す

子「信教の自由といふのは誰でも勝手な宗旨を信心して好いといふのです、一体日本の昔の信教の自由といふものがあるて今の耶穌教が切支丹といふこれ頃、此の宗旨に入るに殺されたのです、けれども此の二十八條が出た以上、神道佛道といふ及び不詳の教でもナシでも自分の入りたいと思ふ宗旨を勝手に入れるです母「へ、エそれぢやア切支丹の魔法使になつても好いのりね」子「イエエ切支丹を魔法といふのは大層違ひませ、ソレの人の好まよつて色よ云ひ升のつまりの佛法と同じやうな矢張り一つの宗旨で歐羅巴でも亞米利加

でも皆此の耶穌教を信心し升、ソコで一体宗旨といふもの、死後我々の靈魂の落着き處を定めるもので何れも極樂へ行て地獄へ行きたく無いといふ心から神でも佛でも又た耶穌の上帝でも信するのです、うら我が活て居る中の現世の政府の一向關係の無いもので、ソレ故宗旨の實は自由をさせるの宜いのです、さりながら又一つ用心せねばならぬといふ、或る宗旨は疑り塊まると他の宗旨を信心する者の憎くなつてソレを苛い目お遇せせやうとしたり又の我が本尊さへ信心すれば此世の政府も法律も入らぬ皆な打毀して仕舞へといふ様な氣あなつたり又た本尊さまの命でも金でも上るの政府の租税も出さぬの徴兵も出ぬと云つたり其の甚だしいの宗教を信心する爲め我國の人民でありながら我が日本國を棄て天子様を棄て政府を棄て、他國の政府の保護を頼み戦争の時に裏切をするやうな怪しうらぬ舉動をすれバソコが其宗旨を信するのを差留られ升、コレは實に當然な譯で斯くあらねば成らぬです、併し斯様な事をするの、其の宗旨の悪いので、無く信心する者の心得違ひです、神道の我國で出来たもので、佛法でも君恩國恩を忘れて



明治二十二年四月三日やま新聞第七百四十九號附録

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地やま新聞社 發行人兼印刷人奥隅欣二編輯人中泉政太郎

成らぬといひ耶教でも上帝を信せると同時に其の國の王を信せよといふ事があるさうです。故にドノ宗旨も國を亂せよと教へる宗旨のありません、然るに寛永の昔天草の切支丹一揆の如きの實に其の人達の悪いので切支丹を道具ふつりつて謀反を起したものと想はれんと先生も仰しやいました、又た人の信心するの宜しい佛前で木魚を叩いて念佛をいつてる中の誰でも惡事の念の其胸中を去るもの故に此心が始終われば誠の國民の美德といふ温良氣風の人が多く出來ると是も先生のお説です、カラあなた方も矢張り是迄通り信心のなさるの宜しい、母「ホントあさうだよ佛檀お浄看經をすして居る中の惜しい欲しいの料見もなくなるよア、有難い南無阿彌陀〜」父「已れり矢張り南無妙法蓮華經〜」子「イヤなんでも自由〜」

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内において言論、著作、印行、集會及結社の自由を有す

子「およそ人間お思想といふものがある以上心お思ふことと言つたり(言論)又た考への有る處を筆お書いたり(著作)又た其の書いたものを判よして世間に出したり(印行)或は大勢寄つて話し合つたり(集會)仲間を組んで事業を爲たり(結社)するのの當然の事です、併し其の口よ言ふ事の中の害ある事、筆お書く事の世間の利益ならぬ事、大勢集つて相談し、仲間を組んで爲る事業が他人の迷惑なる様な事ですと政府のあれを差止る權があり升例へば他人の事を悪く言ひ、他人の内幕の事をあなご、其事を版よして世間に吹聴し、又た大勢寄つて此の天下を覆へさうとし又の或る徒黨を集めて外國と戦争を始めやうと爲る杯の皆世の中の安全の爲めならぬら政府これを制禁してソレ〜の處分をしまそれけれども此等の事よしてさる惡事のない以上の何の様な事を云ひ何の様な書を著し又た集會するも社を組むも勝手お出來ます、父「ソレなら隣町の頭の無盡の寄合なんぞバ構とねエナ、一合ロツクリけへさうといふ相談のするけれども天下なんぞを覆へさうといふ相談のせず、外國とも戦争……イヤ併し講釋師のいふ長坂坡の戦ひ……マア猜拳ぐれエハ掴むのナア」子「ソレの好けません博奕の政府の禁するところ又無盡も取扱杯のやのましろとさい升よ」母「ソレだらサ、あの無盡も好いの跡のいつでもソレで當つたと云つちやア其の金で打て仕舞ひ、當ら無いと燒

を起して矢張り打つら家の爲やアナンも成りやアしない、私しやア、ホントは最初の帯の片側位のみ成る積りだつたのよ、父、また此の婆の出しや張たがる引込でろ、母、オヤ、お前今政府でも人の迷惑も成らない事なら何を言つても構はないといふ講釋をお聞きやア無い、博奕を廢せといふのナンのお前の迷惑も成ります、父、ナンでも好いやい、迷惑もなるたら迷惑も成ら、已むするつたら意地も掛つてもするコレがインゴウ(印行)の自由といふのよ、子、其の自由などの餘り感心しません、ソレから其次

第三十條 日本人民の相當の敬禮を守り別定する所の規程を從ひ請願をなすことを得

子、我々も天子陛下や政府や議院お對つて何願ひ事のある時其の手續さへふめ、何でも願ひ出る事が出来るといふです、母、それぢやア何を願つても好んご子私しやア善光寺様へお参りの路用が欲しいのソレも願へる、子、ソレも其様事願ひませせん、例へば租税が多くて困るといふ、父、租税の事なら已の一番願ふべし、丸で無しにして呉れとつて、子、ソレも無理だらう通りませんコレは此方無理であつてもソレが

通らぬといふ時うナンぞの外願つても無恥です、母、アお賽銭をたんと上げたら、子、ドウも不動様や大師さまの様に政府の行なませんから

第三十一條 本章に掲げたる條規の戦時又の國家事變の場合において天皇大權の施行を妨ぐる事なし

子、前々ある我々の權利自由といふものも戦争の時や又のナニ大變の起つた場合において天子様のレを一時なくす事がお出来なるといふのです、けれどもソレも矢張り此の日本國の安全の爲なされるのですから決して無理な事をなさるのでありませぬ例へば前々「手紙を明る事ならぬ」の「人の家のみごりに入る事の出來ぬ」のとあります、國中は兇徒のはびこつた時杯は互ひの間おトナ隠謀があるかも知れぬから唯の人の手紙を明て見る事もせねばならぬ又軒先の家捜をもせねばならぬといふ様な譯で此の素より國の大變日本が潰れる助のりといふ場合です、子、ソレなら行なません、父、ソレならどうも、其やア天子様のソレ位の仕事をあわてごひすなけれはバドウしては支配の出來るもの、それだらう此家の亭主様も時よると財布が潰れるり脹るるといふ場合が

やア婆アさんの衣服を引へす事もあらうぢやア無エ、母、またソナ手前勝手、サア構へず跡をお聞せ、返事をするのも否、父、アハ、ハ、ハ、

第三十二條 本章に掲げたる條規の陸海軍法令又の紀律に抵触せざるもの限り軍人又進行す

子、此の前ある條規の軍人すなち兵隊の爲は取り定めなつて居る別段の法令と差支へぬもの、矢張り軍人も宛はめられるとすすのです、此の陸海軍の法令紀律といふもの、事長のいら、よ、なません

第三章 帝國議會

子、此ら國會の事をすすのです、其組立いだん、下といふ所で分り升

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

子、此の貴族院を世間で又上院とも云ひ衆議院を又下院とも云ひ、ま、ま、一體この國會お上下二院を設けるの世間、議論のある事で衆議院すなち人民から出す代議士の下院を置いて澤山、ナニも別々貴族院なぞ置いて同じ事を幾度も、繰返し、評議させる、及、及、ぬとの論をする人もあり升の

今我國での上院の制を借用ひなされてコウ憲法も極つた上、別おす様もありませぬ殊、西洋諸國でも大抵上下二院を置く制度を用ひ升、我が國でもソレを借用ひななり升の當然の事と思えれます

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所を依り皇族華族及勳任せられたる議員を以て組織す

父、一體貴族といふの何、子、貴族といふ人、身柄の善い人、といふのです、母、ソルト貴族院といふの、身柄の善い方、の、隱居様の寄てナニなる所、クエ、それならお茶の湯や花やお歌や、子、困り升、院といふの、父、知てるよお寺の事、子、ナニサ院といふの大勢集まる所をいふのです、ダカラ貴族院といふといお人の多く集まる場所といふです、どこで貴族院のお人、天子様の、親類の皇族方や、公家や大名、其他の華族方や、又天子様から別段お仰せ付られた議員の衆です、此の別段の議員の衆といふ國、勳功のある人、大學者又、租税を多く納める大金持の人など、父、ソレを已もその大金持の議員よりなると、母、ア、お前の疝氣の上、痔と、うで、雪隠の長い、モウ大金持の、子、成て居るだらう、父、籠棒め、エ、と、だらう

三十三

三十三

第三十五條 衆議院の撰擧法の定むる所より公選せられたる議員を以て組織す

子 衆議院の議員を出す所の其選舉區(例へば東京なら第一區の麹町麻布赤坂の三區、第二區の芝區、第三區の京橋區また第十區の東多摩、南豊島、北豊島の三郡といふの類なり)の選舉人が投票を入れて選み擧げるでも又た其の選まれる人の地租、所得税等で十五圓以上を納め滿三十年の以上の人に限るです(衆議院議員選舉法おつきて見るべし) 扱て此の衆議院へ議員を出す一たいの理屈といふの既や憲法の發布より此の日本國の立憲國と極つた以上、政府の我が國を治めて行く入用の勘定向其は規則萬端總て相相談ならねば成らね又た我々人民も此の相相談を受けねば成りませぬサテ夫つ此の相相談相手は罷り出るよ本來なら我々人民三千八百万人が残らず出頭すべきなれども昔の天の安河原お神集へ集へられたといふ八百萬の神達よりも未だ三千万も多し五層階に近い人達だから何處お集まるとつて居場所も無い又た其中より學問も智慧もナンも無く何一つ理屈の分らぬ人も多い

母「本統だよ、らららも一二居るよ、父いよ、打棄つとさねエ、子」ソレで各府縣に選舉區を置き、よ先づ身柄のあつた人を選んで選舉人とし其の選舉人おまた財産もあり身柄もあり學問も出來智慧もあつて行狀も正しく此人なら己達の名代人として議院へ出し政府より勘定其外の相談を受けても己達の爲め悪いやうな計ふまいと思ふ人を選び擧るです此の選み擧げられたのがとち議員で、ソレ故議會の議員たる人の其選舉區人民の總代人といふもので最も名譽ある重職でも、母「さういふ威風いお職なら私しお選むとが出来ると本郷の和尚様を出して上げたいのサ、子」イエ、議員より坊さん、神主さん、耶穌の教師、すべて宗旨で伊藤をたべて居る人を選び擧る出来せん又た官員(ある部分を除くの外)軍人お議員も出る事、出來ないですその外癡癡、白痴、身代限の人、犯人、牢より出て來て三年経ぬぬもの杯も皆議員お成るとい出來せん

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たるを得ず

子「誰でも一度お貴族院と衆議院の議員お成るとい出來ぬといふです、父」俳優や落語家の掛持でも尻お坐ら

發行所東京京橋區尾張町二丁目一番地やまど新聞社 發行人兼印刷人奥隅欣三編輯人中泉政太郎



明治二十二年四月七日やまど新聞第七百五十二號附録

なくて悪いやうだから議員の掛持の猶悪うらう 子一ッ
レの實本其の通り

第三十七條 凡そ法律の帝國議會の協賛を経るを要す

子一此條の前の第五條は、天皇の帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ、とあるを又たこゝにて確めたるもて凡て我々人民の守るべき法律といふもの、國會で宜しいと承知したもので無ければ執行行ふ事が出来ぬといふです、此事の委しい事の前も言ひました、此の國會の有難い處で今迄とても何も政府の都合をわたりを計つて政治を成されたといふ譯で、ありませぬ、唯人民が斯ういふ事を行つたら下々の難儀するであらう、ウで有らうといふとの問合せはあらない、ダカラ人民の善い法律の出来れば喜び悪い法律の出来れば苦しむ、苦しむ計りッレを取替へて戴くと、出来ぬ、然る、此の憲法第三十七條の明文が出た以上、最早や法律の上下一致してコレなら宜しいといふもので無ければ觸れ出しやなる事、出来ぬ、と、十分我々の便利なるもの計りと考へても宜しい、乃で又た一言申したい、二体我々の出す租税の上うら云へば國會の無い方

が懐中の出方が少ないかも知れぬ、現に歳數三百人の議員が年々一人前八百圓の金を拂ふ、此の金だけでも中々大きい、されども此入費のかゝるも厭はず國會と懸き立てた、全く自分の頭の廻り自分で追ひたい人さまの手をお借りしたく無いといふ精神、少しの天費の言つて居られないといふのです、母一ナル程さうすると、準備前へ上げるもの、店屋の甘菜ものよりも不味なくても自家で調理へた物の方が心持が好いといふやうな譯だ、子一左様、先づハッソナ理由も成りませう、ツマリ國會の効能、此の箇條の最も力あるものと承知なさい

第三十八條 兩議院の政府の提出する法律案を議決し及各自法律案を提出することを得

子一これのすなわち前の三十七條を實施し行ふ方法であつて上下兩議院の政府より差出されたる法律の案文(原案といふ)を評議して善い悪いを取決め、宜しい、と承知すれば其の原案の直と法律となり(可決といふ)又た、宜しくない、と承知せぬと其の原案の取消しとなる(否決といふ)ので、又た兩議院とも各自自分の見込みで斯ういふ法律を立た方が宜うらうと、又た

今迄ある法律を斯う改めたの宜うらうと、或はこれの法律の宜しくあいらうと全で廢した方が宜うらうと思ふと新た又原案を作つて差出すとも出来る、此を「議院の立案の權」といつて國會は屬した最も大切な權利の一つです、母「ホント國會といふもの、大層なものだ、チエ、シテ見るとお父さんを取つて来たお錢を無暗お攫み出して酒を飲ひと自分で極めて置くのを私し、其れぢやア家の爲めならぬ、たどへ些とゞ、でも竹筒棒の中へ入れて留て置く様よしなさい、サツ爲ませう、といふのが女房の立案の權、子一左様ですッレ、貯金竹筒棒法の立案權で、又たお父さんの一升つゝ酒をお上んなさるのを五合と三合と、み減らすのが飲方の改正權で、又た家にあるお錢を攫み出してお出でなさるのを差止るの浪費の全廢權です、父「コレ、ハッソナといふと已の事を引合は出して面白くも無エッソナ譯なら餘所の國會の知らぬエの自家の國會の差止めだ、子一外國でも時の強情な政府が出遇ふといつても此權などの争ひ、國會差止め(解散)の命令を出す、と、度々あり升又た議院の方で亂暴な事を言ひ出して無理な事を發議して自ら差止めを食ふとも多

くあり升、此の國會の差止めが一番怖い、國會の爲小恐ろしい事で、モウ政府も議院の差止めを恐る思ひ、又た議院も政府の仕向を恨めしく思ふ、と、互ひに意地づくふなつて、議院の政府の出した原案を善いも悪いも一所クハハッソナでも、宜くない、宜しくない、とて無理無体な打毀して否決して仕舞ふッソナ、又た立案の權を議の權を振り廻して此の法律の廢いあの法律の罷ませいどて懸き立てる、政府の又た議院より出した原案の、一も二も無く却下して帝王の勅命ヲ詔ひて解散を命じる、サア左様なると政府と人民の争ひはなつて人民の租税を出さないといふ政府のナンでも取立てるといふ、誠と聞くもかそろしい喧嘩、ホナリ升英國でハチャレ、一、一世の亂佛國でハリス十六世の變などといふも多くのコッソナ意地つくうら大變を惹起した一例であり升、有難い事、我々國民の皆温良の忠義、厚い臣民です、又天子様の事、事ハサすも勿体ない聖明な天皇、内閣の大御方もいづれも賢明な方、方々より、良人の寄合です、うら決して左様な怖らしい思ひ、事、無い、大磐石と判を据ても受合ふと先生も仰しやいました、第三十九條、兩議院の一、いひて否決したる法律案

の同會期中において再び提出することを得ず
 子「政府の或る一つの法律案(原案)を差出した時上
 院でも下院でもどちらでも一方で此の原案の宜しくな
 いと否決した時ふり其の會期(開場の閉場まで)の中
 へ政府の再び此の原案を議院へ提出し事の出來ぬとい
 ふです但し其次の會期へ政府の又た此案を議院へ差出
 してもツレハ構ひません
 第四十條 兩議院の法律又り其他の事件につき各々
 其の意見を政府へ建議することを得、但し其の採
 納を得ざるもの同會期中において再び建議する
 ことを得ず
 子「兩議院の法律そのほりの事件につきコレ箇條
 した方の宜しうらうとの自分の考へを政府へ建議す
 る出來ます併し政府でその建議を採上げぬ時其の會
 期中又た押返して立るとい出來ぬです、察するに
 前の箇條(第二十九條)の政府の議院を壓制する事の出
 來ぬ爲に設け此の箇條(第四十條)の議院の政府を強迫
 する事の無いやうなその用心の爲に設けられたものと
 見え、ソレテ政府も議院も人民も此憲法の表よりつ
 て運動せねば成らぬといふ事となつて居ますから政府

と人民と喧嘩を爲たくても出來ません誠と公平な結構
 な有難い法ですコレおつけても此の憲法をバよく守ら
 ねば成りません又た此の憲法に従へば天下太平國家安
 全商賣繁昌子孫長久の受合ですツレゆる此の憲法は背
 くもの國賊です……國敵です……此の日本を滅ぼす
 仇です……斯様な奴の我を誓つて打滅せなければな
 りません
 第四十一條 帝國議會の毎年これを召集す
 子「國會の毎年一度づゝ開のれれますツレの第七條の
 通り天子様がお召寄りなるのです 父「毎年一度づゝ
 ぢやア足りない二度も三度も開いて下されば好いと新
 橋や柳橋の猫連のいふだらう 子「へーそれの又たド
 ウいふ譯で…… 父「貴様おやア未だ解るめ、此間中
 のやまと新聞をよく讀むと知れるヨ 母「ホンホ子エ
 第四十二條 帝國議會の三ヶ月を以て會期とす必要
 ある場合においての勅命を以て之を延長するところ
 ありし
 子「國會の三月を期限とするです併し何り大事な事件
 のある時天子様の勅命で四月五月も延長される事
 があるといふのです

發行所東京橋區尾張町二丁目一番地 やまと新聞社 發行人兼印刷人奥隅欣二編輯人中泉政太郎

明治二十二年四月十四日やまと新聞第七百五十八號附録



第四十三條 臨時緊急の必要ある場合において常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるの勅命に依る

子 常會の毎年一度開かれるので又た極太極な事件の急起つた時の勅命によつて臨時會を開くれば尤も其の會議の時日の天子様の御取定めなるものです、何れ此の臨時會の開かれる時の容易ならぬ事件で戦争いなんぞの大變の事柄と思はれます

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會ハ兩院同時之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたる時の貴族院ハ同時停會せらるべし

子 國會を開くのも閉るのも又た會議を延すのも中止するの上下兩院同じ様一度せらるゝとすすまじ、又た衆議院すなわち下院の解散を命ぜられた時貴族院すなわち上院も同時會を中止せられるとすすのです

父 ンンなら上院の方にお附合で會を停られるのさナ子 左様く全く餘議ないお附合です此條を見ても天子様の會議を重ねせられて一方のみを解散し一方を殘して跡で勝手の議事をおさせ成さるゝ有難い思召し

子 國會を開くのも閉るのも又た會議を延すのも中止するの上下兩院同じ様一度せらるゝとすすまじ、又た衆議院すなわち下院の解散を命ぜられた時貴族院すなわち上院も同時會を中止せられるとすすのです

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたる時勅命を以て新會議員を選舉せしめ解散の日より五月以内

之を召集すべし

子 衆議院が解散せられた時天子様の勅命で其の解散の日より五月の内又た召し集めるとのまどす又其次の

第四十六條 兩議院ハ各其の總議員三分の一以上出席するハ非ざれば議事を開き議決を爲す事を得ず上下議院とも總議員の三分一だけ出席しなければ議事を開くことの出来ぬです

子 衆議院が解散せられた時天子様の勅命で其の解散の日より五月の内又た召し集めるとのまどす又其次の

第四十七條 兩議院の議事の過半数を以て決す、可

否同數なる時の議長の決すところを依る

子 評議の可否を決めるおの議員の半数以上同意の多

で政黨の兩方分つて一方の政黨の都合の好い議決をしやうとする時他の一方で左様極めて此方の趣向がナト中ぶと思ふ時の故と缺席して其會議を開かせないやうにする事もあると云ひ升が此等の甚だ卑劣……

否議員の本分たるを失つて居る譯で日本でも左様な怪しむらん舉動の無い様おしたいと先生も仰しやいました

父 ンンナ卑怯な免免の勸化の鼻糞議員ハ已が日本などよやアあんぢエが若し有るとすりやア已が相手だ

母 又始まつたよ陰辨慶の十八番がサ何處お免免の勸化の鼻糞議員などといふものがあるもんろ子 父 ンンニヤよ或る○會おやアホヨコリと立つてダマリと坐る計りの提灯議員といふもあり又た居る居ない知り

れない様な幽靈議員頭だり尻尾だの分らない海鼠議員もあるといふ事をいつの間たからドウしても出ないといふ免免の勸化の鼻糞議員も有るかも知れぬ子 左様な議事の宜しくありません此の私しが預り致し

第四十七條 兩議院の議事の過半数を以て決す、可

否同數なる時の議長の決すところを依る

子 評議の可否を決めるおの議員の半数以上同意の多

で政黨の兩方分つて一方の政黨の都合の好い議決をしやうとする時他の一方で左様極めて此方の趣向がナト中ぶと思ふ時の故と缺席して其會議を開かせないやうにする事もあると云ひ升が此等の甚だ卑劣……

否議員の本分たるを失つて居る譯で日本でも左様な怪しむらん舉動の無い様おしたいと先生も仰しやいました

父 ンンナ卑怯な免免の勸化の鼻糞議員ハ已が日本などよやアあんぢエが若し有るとすりやア已が相手だ

母 又始まつたよ陰辨慶の十八番がサ何處お免免の勸化の鼻糞議員などといふものがあるもんろ子 父 ンンニヤよ或る○會おやアホヨコリと立つてダマリと坐る計りの提灯議員といふもあり又た居る居ない知り

れない様な幽靈議員頭だり尻尾だの分らない海鼠議員もあるといふ事をいつの間たからドウしても出ないといふ免免の勸化の鼻糞議員も有るかも知れぬ子 左様な議事の宜しくありません此の私しが預り致し

第四十八條 兩議院の會議ハ公開す但し政府の要求

又ハ其院の決議より秘密會となすことを得

子 一體議院の尊いのが政府の事何事も人民お知らせて其の相談を求め(外交軍務などの件ハ此外なり)コレくの入用があるからコレの租税を取ると、コレウいふ理合があるから此の法律を捧らへるとの……其譯合を示し又た其の會議は依估議員の沙汰の無いのを普く一般の人民お知らせらるうらです若し是を内……と議院と聯合で事を決めてッシテ已達の租税を取るの

だ又自分勝手な法律をこしらへるのだと時として
 痛くも無い腹を探る様な事が出來其爲に政府と議院と
 人民との折合が悪くなる事もあり升故本條を以て兩
 議院の會議の公開すと決められて誰れでも望みの者お
 の開くせるとの事なつたのです去ながら又た秘密と
 いふ事も世の中にあるものです、跡で知れても差
 支ないが其事を爲る前より餘りバツとし度く無い杯と
 いふ情實のある時あり又内々の會議を開く事もあり、
 自然箇様な時人民の飽迄も政府と議院と信用を措
 いて決して我々の不爲を謀つて呉れぬと安心して居
 るのが好らざり升、父「ナニも不安な事も無エグナ
 ても諸事流つ川で尻を洗つたといふ様は清く物事の
 さてエナ、其りよウ家の婆さん見た様お亭主は内所ま
 して置くの面白くねエ、母「オヤ、變な事をお云ひ
 だ子私しがいつか前内所の事を……、父「エ、黙止れ
 貴様コソ、已内所で幾ら宛り驛遞へ預け金をする
 ぢやねエ、母「ソリヤア左様私しの手内職で溜たお
 錢を驛遞へ預けるのが悪りいウエ、父「悪ウア無エの己
 お内所が面白くねエ、母「面白く無エツてお前又言つた
 ら又皆な引たくつて飲で仕舞ふと思ふのら、眞道な入

發行所 東京京橋區尾張町一丁目一番地 やまと新聞社 發行人兼印刷人興隆欣二 編輯人中泉政太郎

用のある時アいつでも出すよ、お前其の預金の欲しい
 なら入用の道をつけてお頼み、何時でもは用立てるよ
 ヘン隠し事でも爲た様は此方お面白くも無エ、子「ソ
 レ、双方交渉もですのナンだうお母さんの方がチツと
 理屈があるやうです其の金も理屈も一所お今のお預け
 として又其次の

第四十九條 兩議院の各々天皇に上奏することを得
 子「此も兩議院が獨立して居るとを確りめ得る箇條の
 一つで上下兩院とも政府の手を経ないで天子様お直つ
 けな事を奏聞するとの出來るといふです

第五十條 兩議院の臣民より呈出する請願書を受く
 ることを得
 子「上下兩院とも人民より差出す請願書を受取る權利
 があるです此の前の天子様お對して奏聞の權がある一
 對の事で實に議院といふもの、政府の威權を少しも借
 らず十分世間の利益を謀ることを得る結構なものだとい
 ふ事此の二ヶ條でも好く解りませう

上下兩議院の此所いふ憲法と議院法(別あり)

升)お掲げてある諸般の規則の外より又た其の内部の
 整理、お必要と見認められた諸規則を定めるよと出來る
 といふので此の云とが我家内の取締方を立てる譯で先
 づの當然の事でありませう

第五十二條 兩議院の議員の議院に於て發言したる
 意見及表決を付院外において責を負ふと無し但し
 議員自ら其言論を演説刊行筆記又其他の方法を
 以て公布したる時一般の方法に依り處分せらる
 べし

子「議員が議院内で言たと世間に出て決して其責
 を負ふよとが無いといふので例へば議事の行掛りよ
 り甲の議員の乙の議員を馬鹿としたり阿呆としたりいふや
 うな事があるても甲議員は議院法によつて處分され、
 乙議員の事決して此を適當の刑法の中で、議員を訴
 へることの出來させん但し其の馬鹿、阿呆の言論を議
 院外お持出して演説したり書物したり圖畫したり
 して世間お出せば其の普通の刑法の中で、咎を負せ
 る事が出來ませ、此も天皇が議院の權利を尊重し其の獨
 立の立法部と傍覽せらる、一の證據で誠有難いので

第五十三條 兩議院の議員の現行犯罪又た内亂外

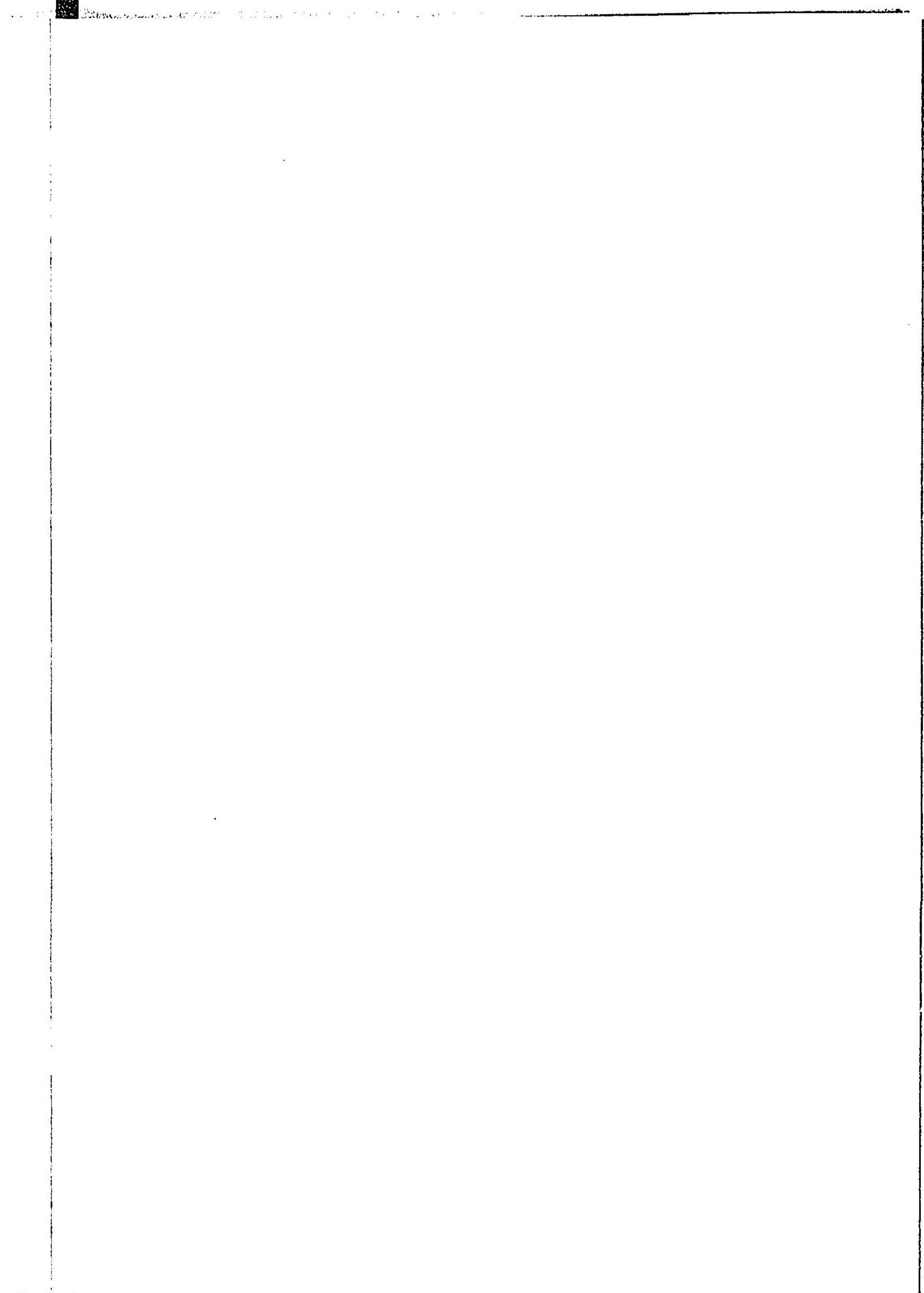
亂を犯す罪を除く外會期中其の院の許可なくして
 逮捕せらるる事なし
 子「上下兩院の議員の其場で犯した罪すなごら議院内で
 博奕を打つたり泥棒するたり(其様こと無しとする
 も)いふ現行犯罪又た内亂外亂を起す企て杯の露顯した時
 即ち一刻も棄て置き難い場合を除く外たといふ罪を犯
 したといふ嫌疑が、つても會期中の縛られる事にお
 りません但し其院の議員抱体が捉まへても宜いと警察
 官お許した時の格別です

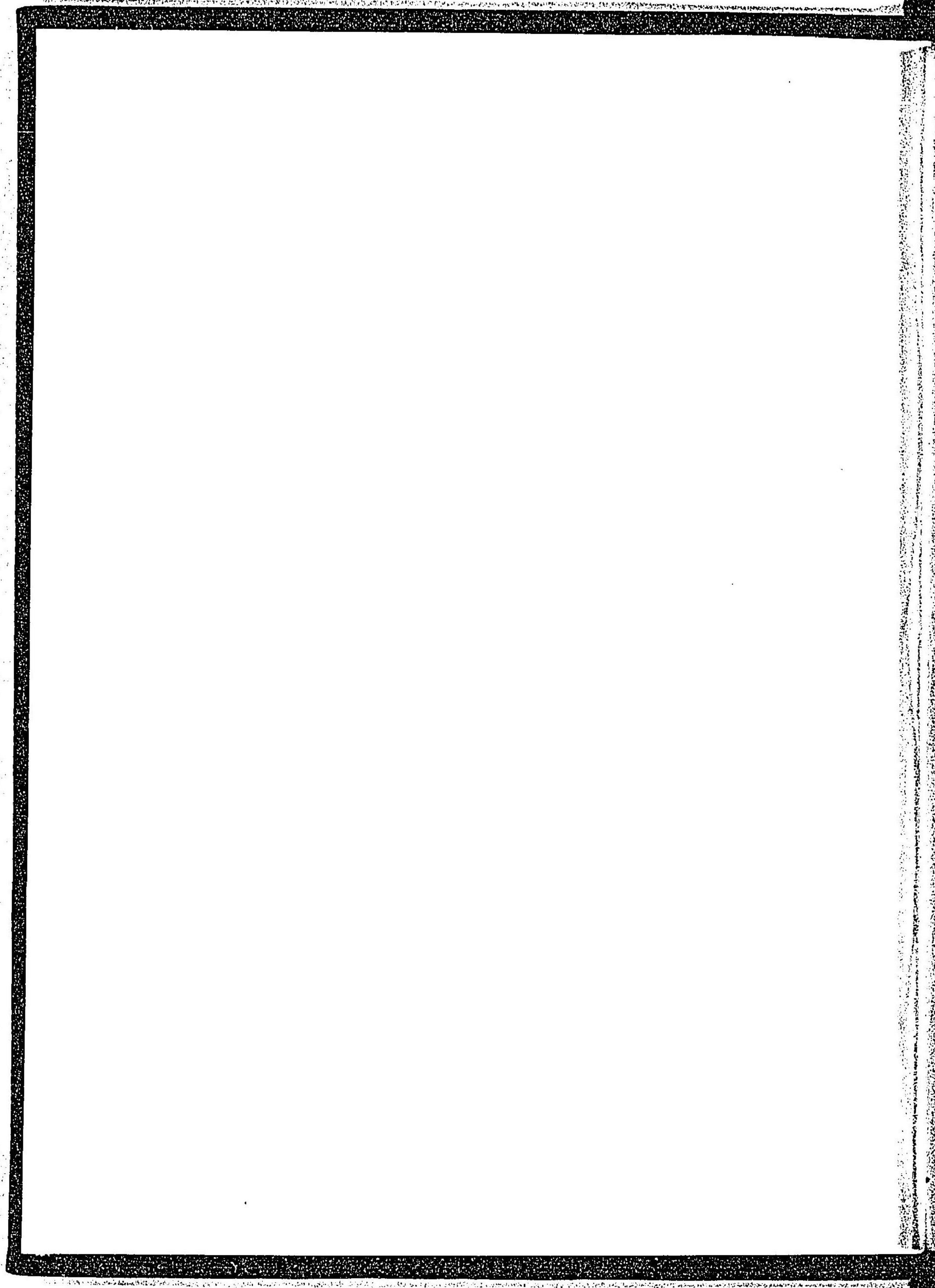
第五十四條 國務大臣及政府委員の何時たりとも各
 議院にお出席し及發言することを得
 子「國務大臣の今の會期を組立てる大臣方(内大臣
 官内大臣の此外)并ば政府から議院にお出した議案を説
 明する委員の何時でも議院にお出て發言する事の出來ま

第四十條 國務大臣及樞密顧問
 第五十五條 國務各大臣の天皇を補弼し其責を任す
 凡て法律勅令其他國務に關する勅勅の國務大臣の

分の入費の政府が同意しなければ議院で廢すこと
 の出来ぬ事「第六十八條」の政府の仕事で毎年引續いて
 入用のある仕事たとへて鐵道工事の如き以前以て年限
 と定めて議院が乞ひ其の入用を出すを承知して貸入事
 が出来る但し其の承知すると承知せぬとの議会の勝手
 です「第六十九條」の據るところ無き入用ありて豫算の不
 足を補ふ爲め又豫算外に生じた費用を充てる爲め豫
 備の金を設け置くことと出来る事「第七十條」の世
 中の安全を保つ爲め極く急場の事が出る時の
 政府の議會を召集し集めずして勅命を以て金銭の出納す
 る事の出来る但し簡様な場合の時の其次の會の節政府
 の右の事項を議會が持ち出して議會の承諾を求めらる
 のです「第七十一條」の議會において政府から出した豫
 算を議せず其儘に棄て置くやうの事ある時の政府の據
 とするなく其前年の豫算を以て租税其他を取立る「第
 七十二條」の政府の決算するところ仕上勘定の會計検査
 院にて検査し夫より議會が廻されるとの事。以上十ヶ
 條の會計法です此の勘定といふ奴の平人の家でも兎
 角間違ひや苦情の起りたるもので況や此のものとく
 他人子の事と議會と人民との事ですら念ふ念と入

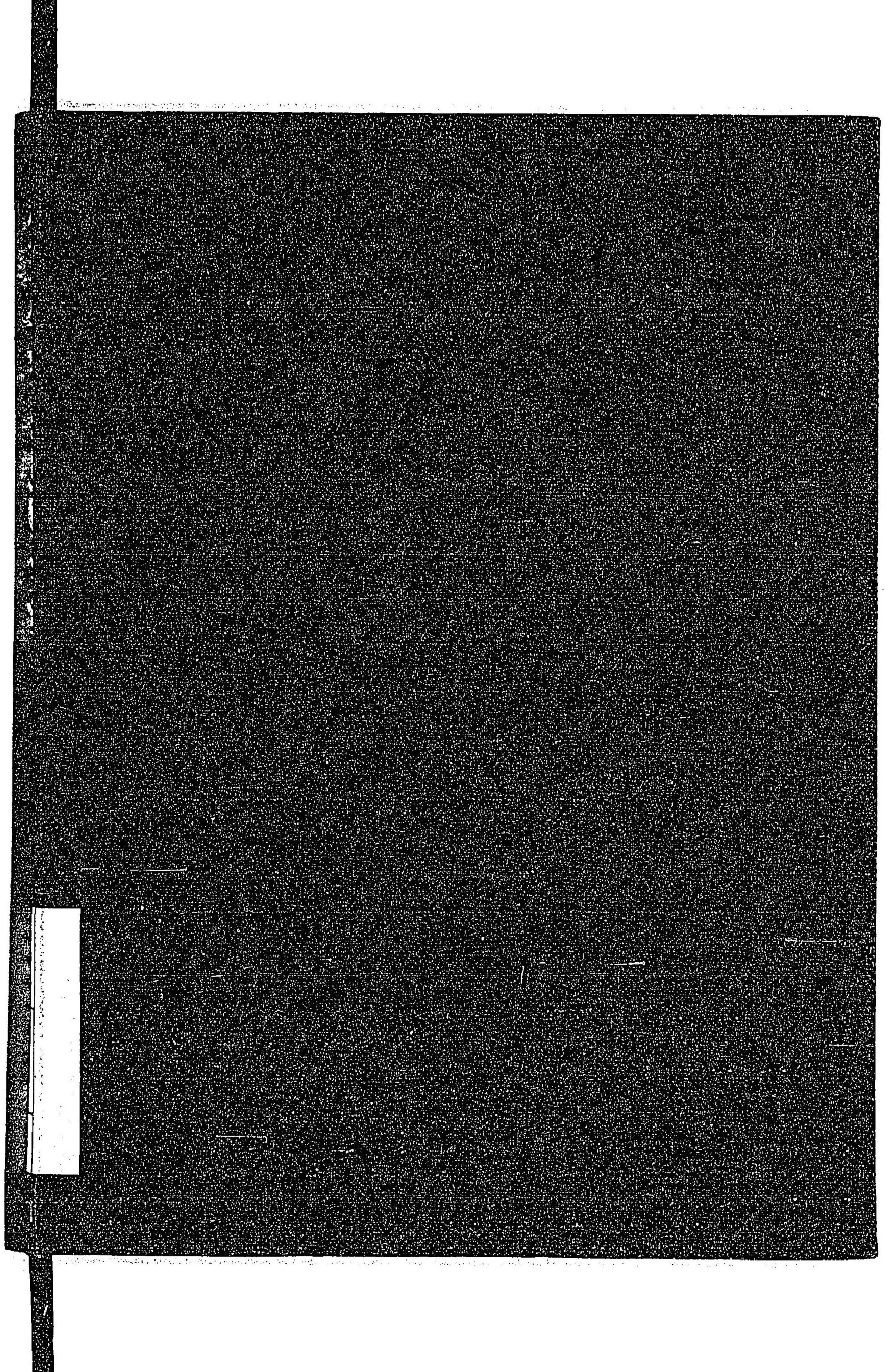
れなければ成らぬ勿論 父「さうだ／＼家で喧嘩の起
 るのもいつも此れサ 子「だから成るだけ入用を省いて
 お互にお國の爲を思ひ助け合ふなけれをいけません母
 「ソレ修賢太郎坊もソウ云ふぢやア無いウ 父「此の議
 員様方のやうましいいゝの恐入るせ已れの酒代の暫らく
 皇室費として置いて貰ひたい 母「まぶアソナ事を……
 第七章 補則
 子「此のら右の憲法中お漏れた箇條を補ふ規則です
 初其初めの「第七十二條」の此の憲法を改正する時の兩
 議院の議員三分の二以上の出席で改正する事「第七十
 四條」の天子様の御家内の規則といふ皇室典範の改正
 議院は關係のない事又皇室典範を憲法と不折合の事
 があつても皇室典範の故に憲法を取替る事の出来る事
 「第七十五條」の憲法及皇室典範の攝政の方政治を
 爲さる間の取替る事の出来る事「第七十六條」の此の憲
 法に差支のない今現に行とれて居る法令の總て其國の
 爲される事等の箇條です。此で憲法の解釋にお仕舞
 ひ減ふ長／＼饒舌りまして皆様も皆退屈私しも此うら
 明日學校の下廻り取り掛りませう
 (大尾)





Faint horizontal line of text or a separator line extending across the top of the page.

Faint horizontal line of text or a separator line extending across the bottom of the page.



323.3

D173

(M)

031673-000-1

323.3-D173

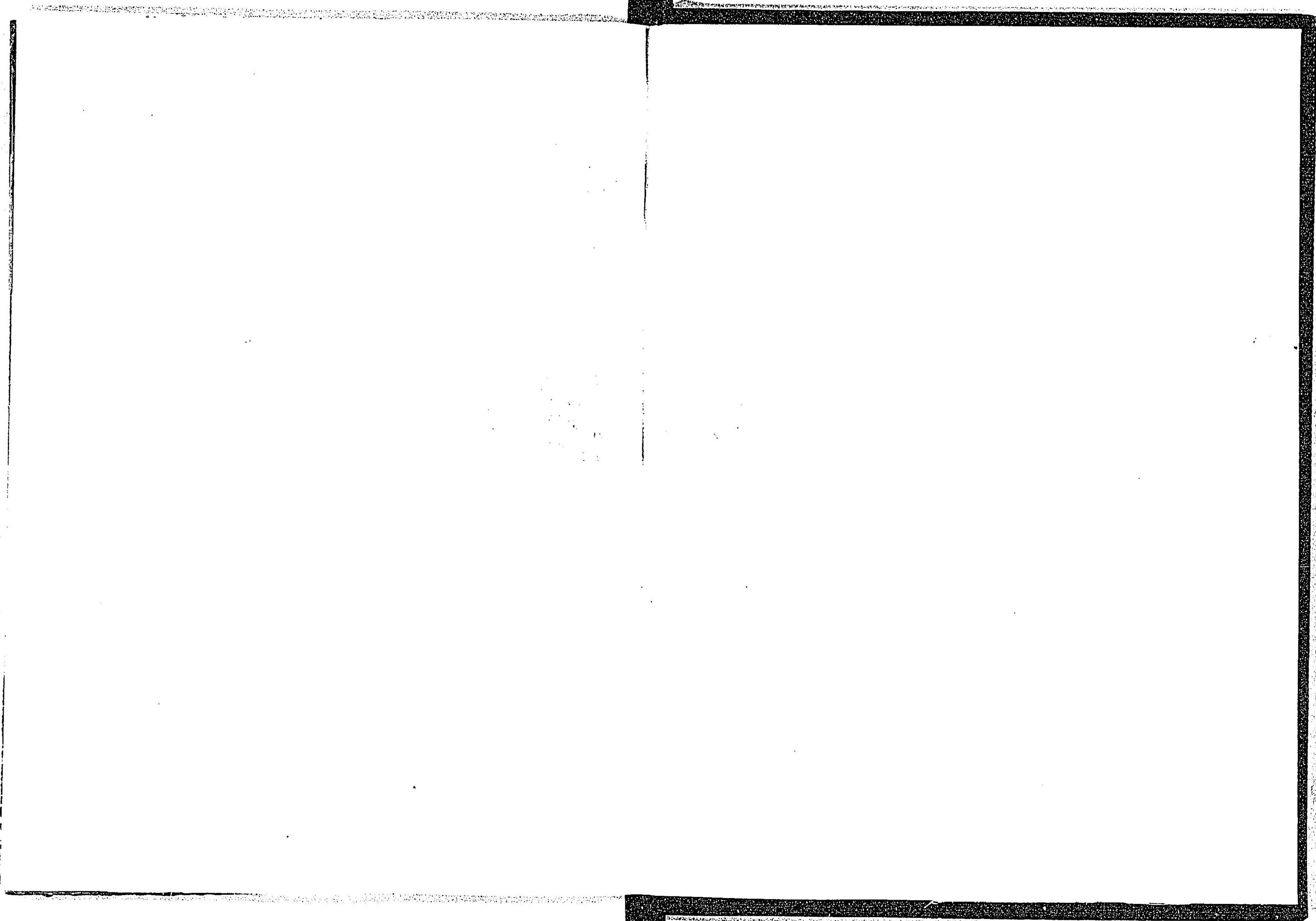
大日本帝国憲法俗解

やまと新聞社

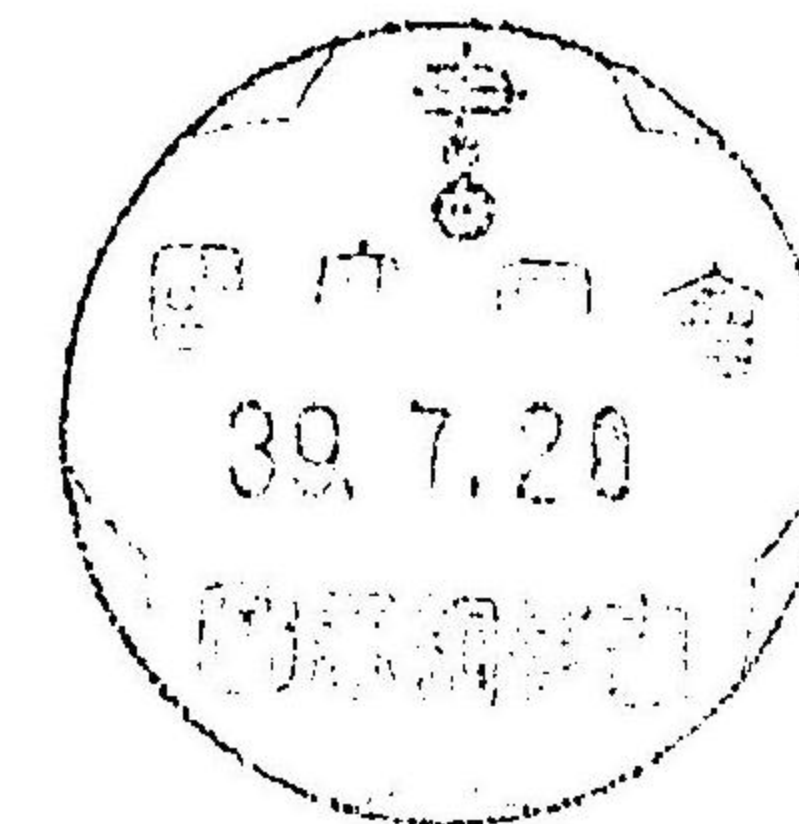
M22

BBE-0300





323.3
D173



寄贈
藤田嗣雄殿

647452